

令和7年度概算要求の概要 (職業安定局)

令和7年度 職業安定局 概算要求の概要

(単位：百万円)

区分	令和6年度 当初予算額	令和7年度 要求額	増▲減額	対前年比
一般会計	143,411	153,594	10,183	107.1%
うち 年金・医療等に係る経費等 (義務的経費)	129,892	138,723	8,831	106.8%
うち 概算要求枠 (裁量的経費)	13,519	12,063	▲1,456	89.2%
うち 重要政策推進枠	—	2,808	—	—
労働保険特別会計雇用勘定	1,729,754	1,847,729	117,975	106.8%
うち 失業等給付費	1,271,501	1,402,467	130,966	110.3%
うち 雇用保険二事業	284,379	271,071	▲13,308	95.3%
子ども・子育て支援特別会計 育児休業等給付勘定	931,187	1,057,741	126,554	113.6%

※育児休業等給付勘定の前年度予算は雇用勘定からの組み替えによるもの。

令和7年度 職業安定局 概算要求の概要

持続的・構造的な賃上げに向けた三位一体の労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進

リ・スキリング、労働移動の円滑化

459億円（394億円）

○リ・スキリングによる能力向上支援、成長分野等への労働移動の円滑化

＜リ・スキリング＞

- 教育訓練休暇給付金の創設等による、経済社会の変化に対応した労働者個々人の学び・学び直しの支援の促進 202億円（128億円）

＜労働移動の円滑化＞

- 「job tag」や「しょくばらぼ」の充実及び活用促進、並びにリ・スキリングのプログラムや施策内容を含む各種情報を可視化するプラットフォームの整備及び活用促進

5.5億円（6億円）

- 成長分野や一定の技能を必要とする未経験分野への就職を希望する就職困難者を雇い入れる事業主への支援による成長分野等への労働移動の円滑化

137億円（143億円）

- 副業・兼業を希望する中高年齢者及び企業の情報を蓄積し、当該中高年齢者に企業情報の提供を行う情報提供モデル事業の拡充

44百万円（29百万円）

等

人材確保の支援の推進

447億円（450億円）

○人手不足分野等における人材確保の支援

184億円（193億円）

- ハローワークの専門窓口（人材確保対策コーナー）の増設による医療・介護分野等への就職支援の強化 50億円（48億円）

- 雇用管理制度の導入により従業員の定着・確保を図ることに加え、賃上げにも取り組む事業主への支援 20億円（35億円）

等

○高齢者の就労・社会参加の促進

229億円（223億円）

- シルバーリソースセンター等を活用した高齢者の就労による社会参加の促進、高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等

等

○外国人材の確保、外国人に対する支援

34億円（34億円）

- 外国人求職者への就職支援等、適切な外国人材の確保等に向けた実態把握

等

多様な人材の活躍促進

1,508億円（533億円）

○非正規雇用労働者への支援

313億円（286億円）

- ステップアップを目指す非正規雇用労働者等に対する求職者支援制度による支援 等

○仕事と育児等の両立支援等

982億円（42億円）

- 共働き・共育ての推進のため、両親ともに育児休業をした場合に支給する出生後休業支援給付や育児期に時短勤務を行った場合に支給する育児時短就業給付の創設 939億円（-）

- マザーズハローワーク等による子育て中の女性等に対する就職支援の実施 42億円（42億円）

○障害者の就労促進

165億円（163億円）

- ハローワークのマッチング機能強化による障害者の雇入れ等の支援 54億円（53億円）

- 障害者就業・生活支援センターによる地域における就業支援の促進 85億円（85億円）

等

○中高年層への支援

49億円（42億円）

- 就職氷河期世代を含む中高年層へ向けた就労支援

包摶社会の実現

○生活困窮者等への支援

72億円（73億円）

- 地方公共団体と連携したハローワークにおける生活困窮者等に対する就労支援の推進

雇用関係助成金のDX化

○デジタル化技術の活用・実装に向けた調査研究

2億円（0億円）

- 国民の利便性の向上、官民業務の効率化を図るとともに、審査業務の自動化やEBPM強化といった助成金業務におけるデジタルデータの活用を目指す

令和7年度概算要求の概要 <参考資料編> (職業安定局)

参考資料編（目次①）

持続的・構造的な賃上げに向けた三位一体の労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進

リ・スキリング、労働移動の円滑化

○リ・スキリングによる能力向上支援

- 教育訓練休暇給付金 … P5
- 専門実践教育訓練給付 … P6
- 教育訓練期間中の生活を支えるための融資制度 … P7

○成長分野等への労働移動の円滑化

- 職業情報提供サイト（job tag）の運用等 … P9
- 職場情報総合サイト（しょくばらぼ）の運用等 … P10
- 労働市場の見える化の促進に向けた広報事業等 … P11
- 特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース） … P12
- 副業・兼業に関する情報提供モデル事業 … P13
- 産業雇用安定センターによる出向・移籍のあっせん … P14

人材確保の支援の推進

○人手不足分野等における人材確保の支援

- 人材確保対策総合推進事業（人材確保対策コーナーにおける就職支援の強化）… P16
- 人材確保等支援助成金 … P17
- 求人の確保と求人充足サービスの充実 … P18
- 農林漁業就職総合支援事業 … P19
- 介護労働者雇用管理責任者講習事業 … P20
- 介護分野における人材確保のための雇用管理改善推進事業 … P21
- 介護労働者雇用改善援助事業等交付金 … P22
- 民間人材サービス育成・活用推進事業 … P23

●地域雇用活性化推進事業

●地方就職希望者活性化事業

○高齢者の就労・社会参加の促進

- シルバー人材センター等補助金 … P27
- シルバー人材センター契約見直しにかかる説明対応事業 … P28
- シルバー会員就業支援事業 … P29
- 高齢者活躍人材確保育成事業 … P30
- 65歳超雇用推進助成金 … P31
- 生涯現役地域づくり環境整備事業 … P32
- 生涯現役支援窓口事業 … P33
- 生涯現役社会の実現に向けた調査研究事業 … P34
- 高年齢退職予定者キャリア人材バンク事業 … P35

○外国人材の確保、外国人に対する支援

- 外国人労働者の適正な雇用管理等に関する体制整備等 … P37
- 外国人求職者等への就職支援 … P38
- 外国人雇用対策に関する実態調査事業 … P39
- 外国人雇用実態調査事業 … P40
- 外国人就労・定着支援事業 … P41
- 多言語コンタクトセンター … P42

参考資料編（目次②）

多様な人材の活躍促進

○非正規雇用労働者への支援

- 求職者支援制度 … P44

○仕事と育児等の両立支援等

- 出生後休業支援給付金、育児時短就業給付金 … P46
- マザーズハローワーク事業 … P47

○障害者の就労促進

- 「障害者向けチーム支援」の実施等によるハローワークマッチング機能の強化 … P49
- 障害者雇用ゼロ企業等に対する「企業向けチーム支援」の実施等 … P50
- 精神障害者等の就職及び雇用継続の促進に向けた支援 … P51
- 難病相談支援センターと連携した就労支援の強化 … P52
- 障害者雇用相談援助事業の適正な実施等 … P53
- 就職活動に困難な課題を抱える障害のある学生等への就職支援 … P54
- 障害者就業・生活支援センターによる地域における就業支援 … P55
- 公務部門における障害者雇用に関する支援について … P56
- 障害者に対する差別禁止・合理的配慮等に係るノウハウ普及・対応支援事業 … P57
- 精神・発達障害者しごとサポーターの養成 … P58
- 障害者の雇用を推進するためのテレワークの推進 … P59

●トライアル雇用助成金

… P60

(障害者トライアルコース・短時間トライアルコース)

●特定求職者雇用開発助成金

… P61

(発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース)

○中高年層への支援

- ハローワークにおけるミドルシニア専門窓口の設置及び担当者制によるチーム支援 … P63
- 特定求職者雇用開発助成金（中高年齢者安定雇用支援コース（仮称）・就職氷河期世代安定雇用実現コース（経過措置）） … P64

○全般に関わるもの

- 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース） … P64

包摵社会の実現

○生活困窮者等への支援

… P66

- 生活保護受給者等就労自立促進事業

… P67

- 特定求職者雇用開発助成金

(生活保護受給者等雇用開発コース)

雇用関係助成金のDX化

○デジタル化技術の活用・実装に向けた調査研究

… P69

- 雇用関係助成金DX化に係る調査研究事業

1

○リ・スキリングによる能力向上支援

- 教育訓練休暇給付金の創設等による、経済社会の変化に対応した労働者個々人の学び・学び直しの支援の促進

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和7年度概算要求額 79億円（一億円）※()内は前年度当初予算額

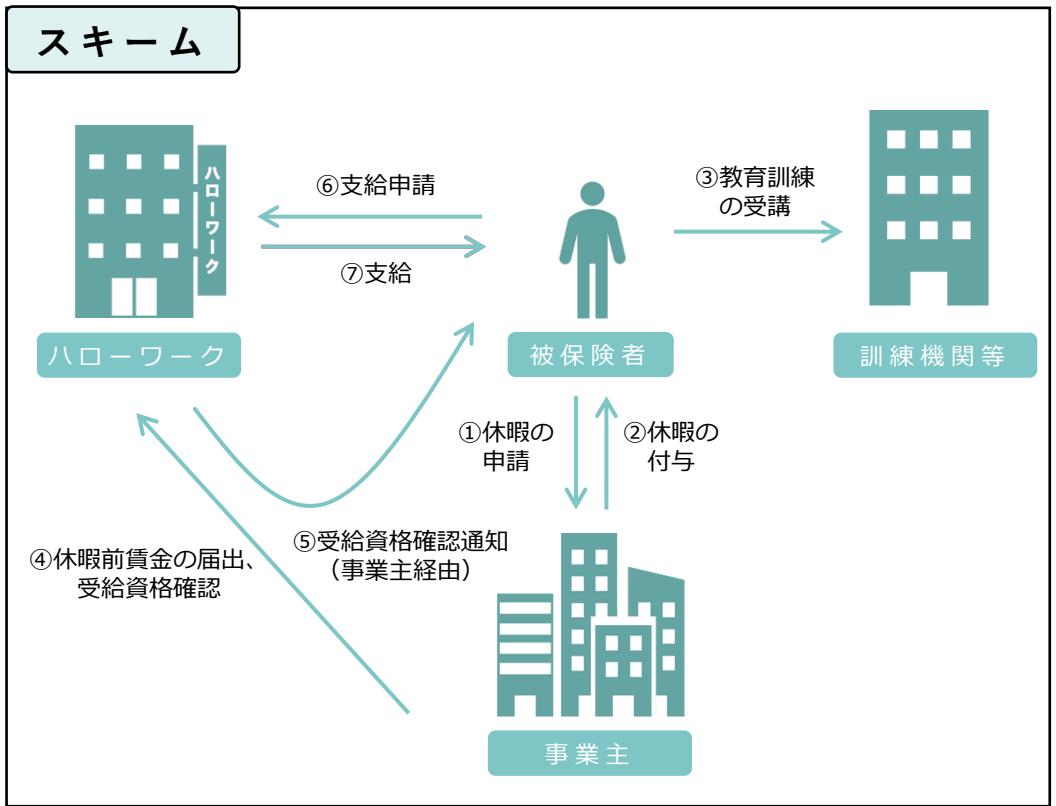
労働特会		子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休
39 / 40			1 / 40

1 事業の目的

労働者の主体的な能力開発をより一層支援する観点から、労働者が生活費等への不安なく教育訓練に専念できるよう、雇用保険被保険者が自発的に、教育訓練を受けるための休暇を取得した場合に、基本手当に相当する給付として、賃金の一定割合を支給する給付を創設する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

事業の概要	
名称	教育訓練休暇給付金
対象者	雇用保険被保険者
支給要件	<ul style="list-style-type: none"> 教育訓練のための休暇（無給）を取得すること 休暇開始前2年間にみなし被保険者期間が12か月以上あること 算定基礎期間が5年以上あること
給付内容	<ul style="list-style-type: none"> 離職した場合に支給される基本手当の額と同じ 給付日数は、算定基礎期間に応じて90日、120日、150日のいずれか
国庫負担	給付に要する費用の1/4又は1/40（基本手当と同じ）



経済社会の変化に対応した労働者個々人の学び・学び直しの支援

職業安定局雇用保険課（内線5762）
人材開発統括官若年者・キャリア形成支援担当参事官室（内線5390）

令和7年度概算要求額 118億円（128億円）※()内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
○				

1 事業の目的

厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した場合に、その費用の一部を支給する「教育訓練給付」において、経済社会の変化に対応した労働者個々人の学び・学び直しを支援するため、デジタル分野等の成長分野の訓練機会の拡大と教育訓練を受講しやすい環境の整備を図る。

2 事業の概要・スキーム

デジタル分野等の成長分野の訓練機会の拡大

- 個人や地域の訓練ニーズを踏まえたデジタル分野等の成長分野の講座を拡大

教育訓練を受講しやすい環境の整備

- 教育訓練給付の受給手続のオンライン化
- 教育訓練支援給付金による訓練期間中の受講支援

専門実践教育訓練の概要

<給付の内容>

労働者等が、厚生労働大臣の指定する専門的・実践的な教育訓練（専門実践教育訓練）を受講・修了した場合に、訓練費用の最大80%（※）を支給

※50%（上限年間40万円）を6か月ごとに支給。訓練修了後1年以内に資格取得・就職した場合は20%（上限年間16万円）、賃金が上昇した場合は更に10%（上限年間8万円）を追加支給

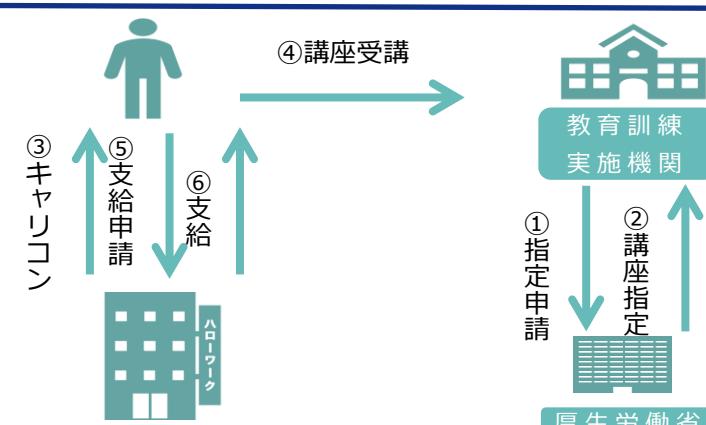
<支給要件>

雇用保険の被保険者期間3年以上（初回の場合は2年以上）を有する者

教育訓練支援給付金の概要

専門実践教育訓練（通信制・夜間制を除く）を受講し、修了する見込みのある45歳未満の若年離職者に対して、訓練期間中の受講支援として、基本手当日額の60%を訓練受講中に2か月ごとに支給するもの（令和8年度末までの暫定措置）

※受講開始日前に教育訓練給付金を受給していないことを要する。



指定講座数: 2,972講座（令和6年4月1日時点）

- ①業務独占資格等の取得を訓練目標とする養成課程
例:看護師、介護福祉士、美容師 等
- ②専修学校の職業実践専門課程等
例:商業実務、情報処理 等
- ③専門職学位課程
例:法科大学院、教務大学院 等
- ④大学等の職業実践力育成プログラム
例:特別の課程(保健)、(工学・工業) 等
- ⑤一定レベルの情報通信技術資格取得を目指す課程
例:シスコ技術者認定資格(CCNP) 等
- ⑥第四次産業革命スキル習得講座
例:データサイエンティスト、サイバーセキュリティ 等
- ⑦専門職大学、専門職短期大学、専門職学科の課程

教育訓練期間中の生活を支えるための融資制度の創設

職業安定局総務課訓練受講支援室
(内線5336、5273)

令和7年度概算要求額 5.1億円 (-億円) ※()内は前年度当初予算額

	労働特会	子子特会	一般会計
労災	雇用 徴収	育休	
	3/4		1/4

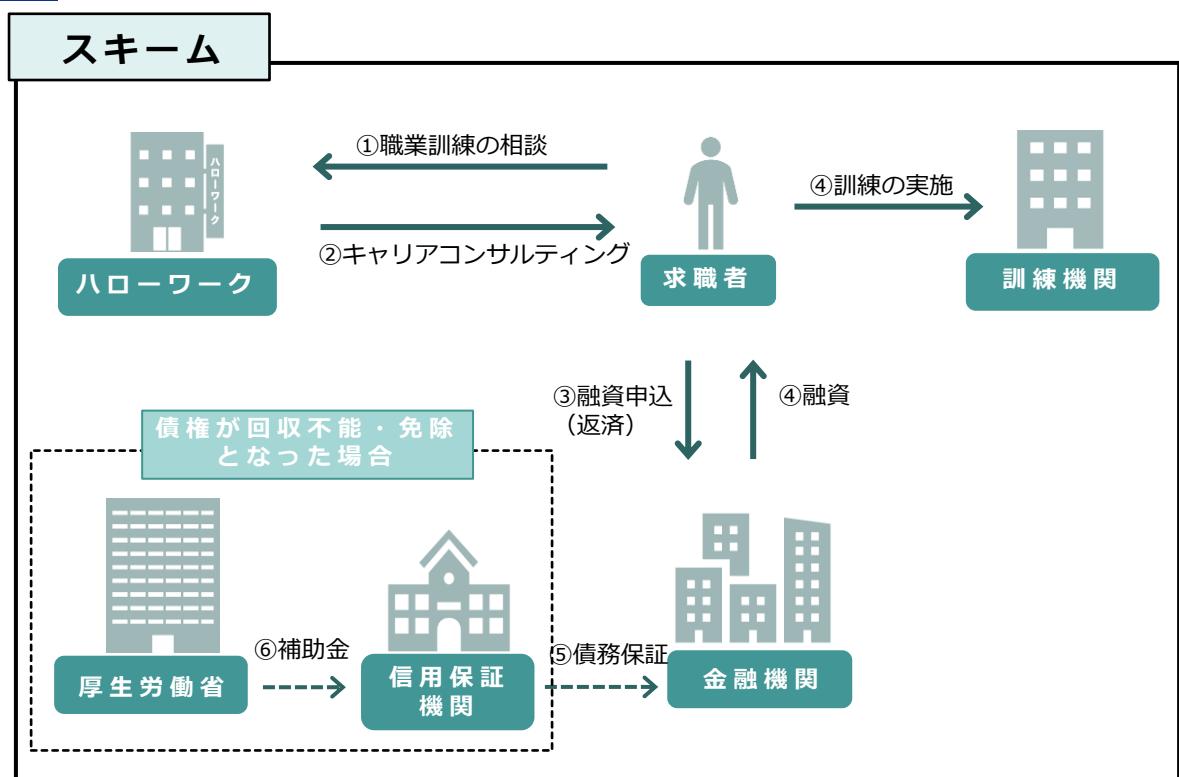
1 事業の目的

雇用保険被保険者以外の者が、生活費等への不安なく教育訓練に専念し、スキルアップ等を実現できるようにするため、これらの者が自ら選択した教育訓練を受けるに当たって必要となる費用を融資する制度を創設する。

教育訓練の効果を高めるインセンティブとして、教育訓練受講後に賃金が上昇した場合には、残債務の一部を免除することとする。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

事業の概要	
対象者	雇用保険被保険者以外の者 (雇用保険の適用がない雇用労働者 や離職者、雇用されることを目指す フリーランスなど)
融資対象	教育訓練費用及び生活費
融資内容 (調整中)	貸付上限：240万円/年(最大2年間) 利率：年2%
インセン ティブ措置	教育訓練修了後に賃金が上昇した場合、 <u>残債務の一部を免除</u>





○成長分野等への労働移動の円滑化

- 「job tag」及び「しょくばらぼ」の充実や、リ・スキングのプログラムや施策内容を含む各種情報を可視化するプラットフォームの整備及びこれらの活用促進
- 成長分野や一定の技能を必要とする未経験分野への就職を希望する就職困難者を雇い入れる事業主への支援による成長分野等への労働移動の円滑化
- 副業・兼業を希望する中高年齢者及び企業の情報を蓄積し、当該中高年齢者に企業情報の提供を行う情報提供モデル事業の拡充等



職業情報提供サイト (job tag) の運用等

令和7年度概算要求額 2.6億円 (4.1億円) ※()内は前年度当初予算額

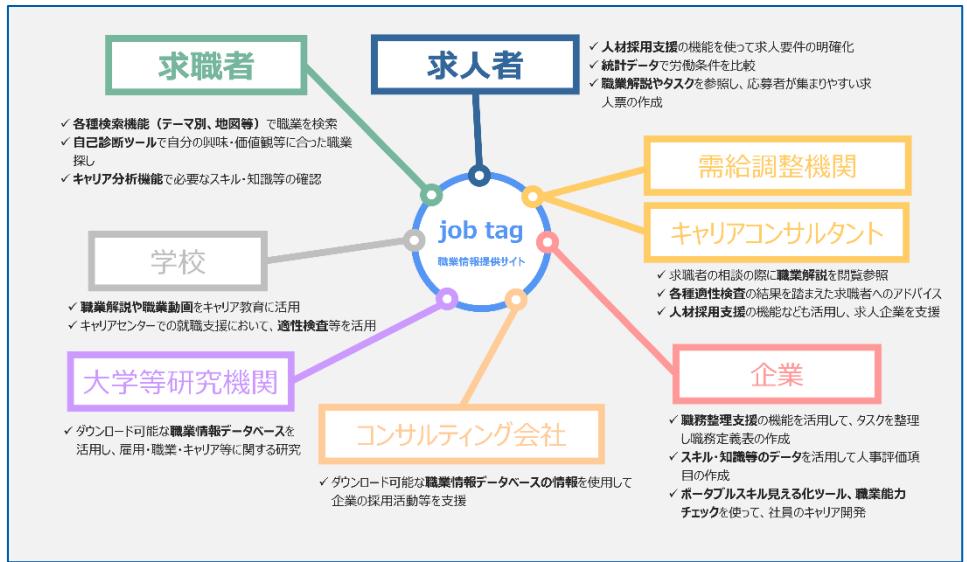
労働特会		子子特会		一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

1 事業の目的

- 産業・労働市場の変化の中で、国全体の労働生産性を向上させていくためには、一人ひとりが持つ能力を最大限に活かせるよう、人材配置のミスマッチを減らしていくことが必要。このため、企業、在職者、求職者・学生が信頼して活用できる情報インフラを整備し、「労働市場の見える化」を進めていく。
- 職業情報提供サイト (job tag) ※**を運用し、いつでも・手軽に・無料で職業情報を入手できる環境を整備する。

※ 「ジョブ」（職業、仕事）、「タスク」（仕事の内容を細かく分解したもの、作業）、「スキル」（仕事をするのに必要な技術・技能）等の観点から職業情報を「見える化」し、求職者等の就職活動や企業の採用活動等を支援するWebサイト。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等



令和7年度の主な拡充内容

- 新規職業の追加
- 利用者の属性に応じた利活用の状況把握のため、ID・パスワード機能の付与

実施主体：委託事業（民間事業者）

事業実績：年間アクセス件数 21,977,736件（令和5年度）

SEARCH フリーワードで検索

職業を調べよう！

SEARCH フリーワードで検索

職業別検索

プログラマー

職業別名 : コーダー（プログラミング）、コンピュータゲームプログラマー、ソフトウェアプログラマー、HTMLコーダー、Webアプリケーションプログラマー、Webプログラマー

職業分類 : プログラマー

求める属性 : 業種適正度

どんな仕事？

システム開発において、システムエンジニア（SE）が作成した詳細設計に基づきプログラムを組む。

システム開発の流れをみていくと、SEが顧客の要望をヒアリングし、要件定義を行って、この要件定義に基づいて基本設計を行う。この基本設計を基に細部を定めまで細かい設計をする詳細設計を行ふ。ここまでを上流工程と呼ぶ。

プログラミング言語を使って、プログラムを作り出す。ここから下流工程という、出来上がったプログラムを実際に動作させるための実体テスト、複数のプログラマーが組み合わせてプログラムを修正する、そしてシステムとしての動きを良くするためにテストをSEとともに使い、バグを修正する。バグが見つかればそれを顧客のところに、修正（デバッグ）、システムが完成する。終出したプログラムが出来上がりと、今後の保守に必要なコメント（説明）がプログラムの説明欄、テスト結果欄、実行結果欄で表示される。

資金 (年収)

全国	550.2 万円	全国	38.1 万円
----	----------	----	---------

求人倍率

全国	32.8 万円	全国	1.79
----	---------	----	------

仕事の性質や内容、興味・価値観、資格、賃金等、利用者の立場や志向に合わせて、さまざまな方法で職業を検索できる。

531 (R6.6.1)の職業について、職業の一般的な仕事内容・作業を動画などで紹介している。

職業別×都道府県別の賃金、求人倍率などを客観的なデータで確認することができる。

令和7年度概算要求額 2.5億円 (1.8億円) ※()内は前年度当初予算額

労働特会		子子特会		一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

1 事業の目的

- 意欲ある個人が能力を最大限活かすことが出来るよう、円滑な労働移動を推進することは、持続的な賃上げにつながる好循環を生み出す力となりるものであり、希望する労働者が主体的に安心して労働移動できるよう支援していくことが重要。
- 企業の職場情報を求職者、学生等に総合的・横断的に提供することにより、職場選択を支援して労働市場のマッチング機能を強化していく。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- 企業の職場情報を求職者、学生等に総合的・横断的に提供するためのウェブサイト「職場情報総合サイト（しょくばらぼ）」を運営。
- 既存の事業（女性活躍等）で提供している職場情報を収集等した上で、求職者、学生等に対して検索、企業間の比較をする一覧化の仕組みを提供する。

令和7年度の主な拡充内容

- 利用者の属性に応じた利活用の状況の把握のため、ID・パスワード機能の付与、アンケート機能の具備

実施主体：委託事業（民間事業者）
事業実績：職場情報総合サイトへの掲載
企業数 111,250件 (R6.6.1)

<検索結果のイメージ（現行サイト）>

職場情報の確認

企業詳細ページから、企業の基本情報と詳細な職場情報を確認することができます。

▼ 企業詳細ページ

The screenshot shows a search result for '株式会社○○○○○' with various details like address, industry, and contact information.

複数の企業の比較

選択した複数の企業の職場情報を並べて比較することができます。

▼ 企業間比較ページ

The screenshot shows a comparison page for three companies (A社, B社, C社) with arrows indicating the comparison function.

令和7年度概算要求額 41 百万円（一円）※()内は前年度当初予算額

労働特会		子会計	一般会計
労災	雇用	徴収	育休
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		

1 事業の目的

多様な媒体の活用等を通じ、job tag、しょくばらぼ等の労働市場情報等を見える化する各種コンテンツの周知広報を行う。

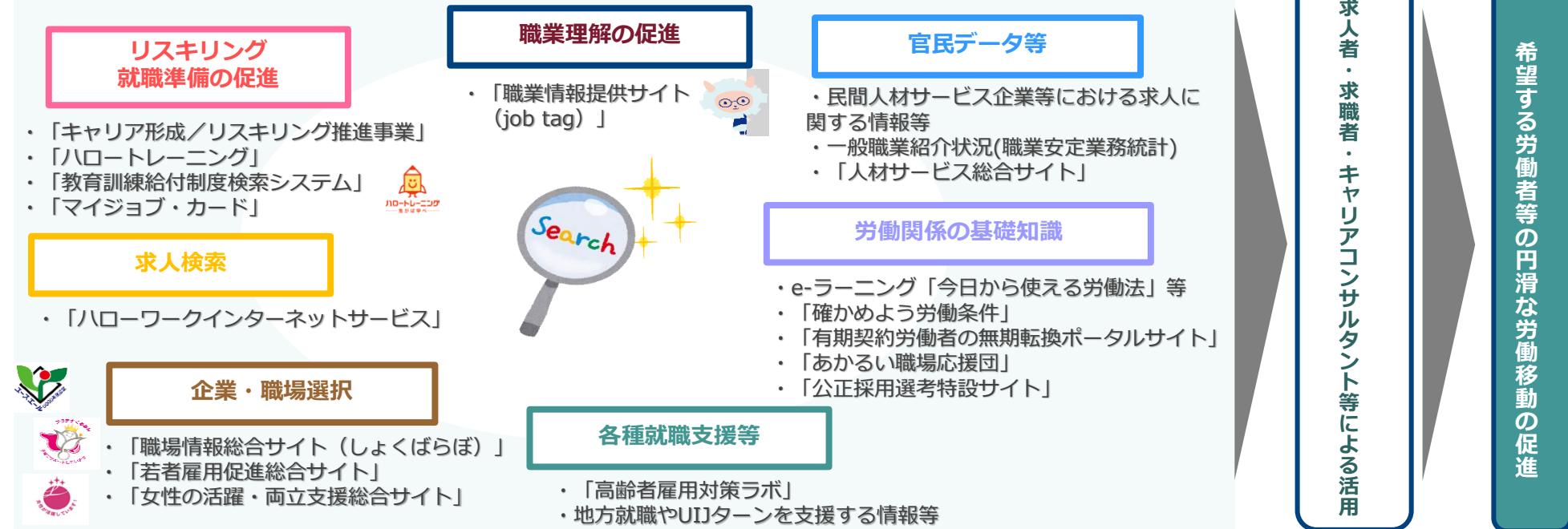
また、職業、職場その他労働に関する情報を一元的に提供するポータルサイトを構築し、求職者等の職業理解やリスクリング、よりよい職場選択のために必要な情報を含め、労働に関して多岐に渡る情報へのアクセスを容易にし、キャリアコンサルタントによる活用等を通じて求職者等の円滑な労働移動を促進する。

2 事業の概要・スキーム

- job tag、しょくばらぼ等のウェブやSNS等を活用した広報
- 労働市場情報ポータルサイト【仮称】の構築

実施主体：委託事業（民間事業者）

※労働市場情報ポータルサイト【仮称】



【参考】「経済財政運営と改革の基本方針2024」

第2章1 (2) 三位一体の労働市場改革

成長分野への労働移動の円滑化については、求人・求職・キャリアアップに関する官民情報の整備・集約を進めるとともに、2025年度に、リ・スキングのプログラムや施策内容を含む各種情報を可視化するプラットフォームの整備を開始する。

特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)

令和7年度概算要求額 137億円 (143億円) ※()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計		子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休
	○		

1 事業の目的

- 特定求職者雇用開発助成金は、高年齢者や障害者、就職氷河期世代などの就職が特に困難な者の雇用機会の増大を図るため、これらの者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成する制度。
- 就職困難者について、デジタル等の成長分野への労働移動支援を行うほか、賃上げを伴う労働移動等の実現のため、一定の技能を必要とする未経験分野への労働移動を希望する者を雇い入れる事業主に高額助成を行う。

2 事業の概要・スキーム

① 成長分野メニュー

成長分野（デジタル、グリーン）の業務に従事する労働者として雇い入れる事業主に対して、高額助成（通常コースの1.5倍）を行う。

② 人材育成メニュー

就労経験のない職業^{※1}に就くことを希望する就職困難者を雇い入れ、人材育成計画を策定し、人材育成^{※2}を行ったうえで賃金引き上げ^{※3}を行う事業主に対して、高額助成（通常コースの1.5倍）を行う。

※ 1 ①の成長分野以外も対象。

※ 2 50時間以上の訓練などが対象。

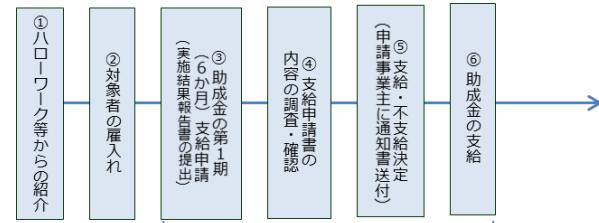
※ 3 雇入れから3年以内に5%以上の賃金引き上げが必要。

3 実施主体等

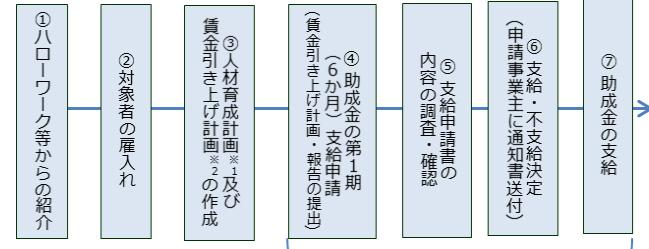
実施主体：国

事業実績：支給決定件数（令和5年度）1,187件

① の支給までの流れ



② の支給までの流れ



※ 1 対象者の雇入れ後、助成対象期間内に訓練を実施することが必要

※ 2 「賃金引き上げ計画」の計画期間（最大3年）終了後の「報告書」の提出をもって高額支給

令和7年度概算要求額 44百万円 (29百万円) ※()内は前年度当初予算額

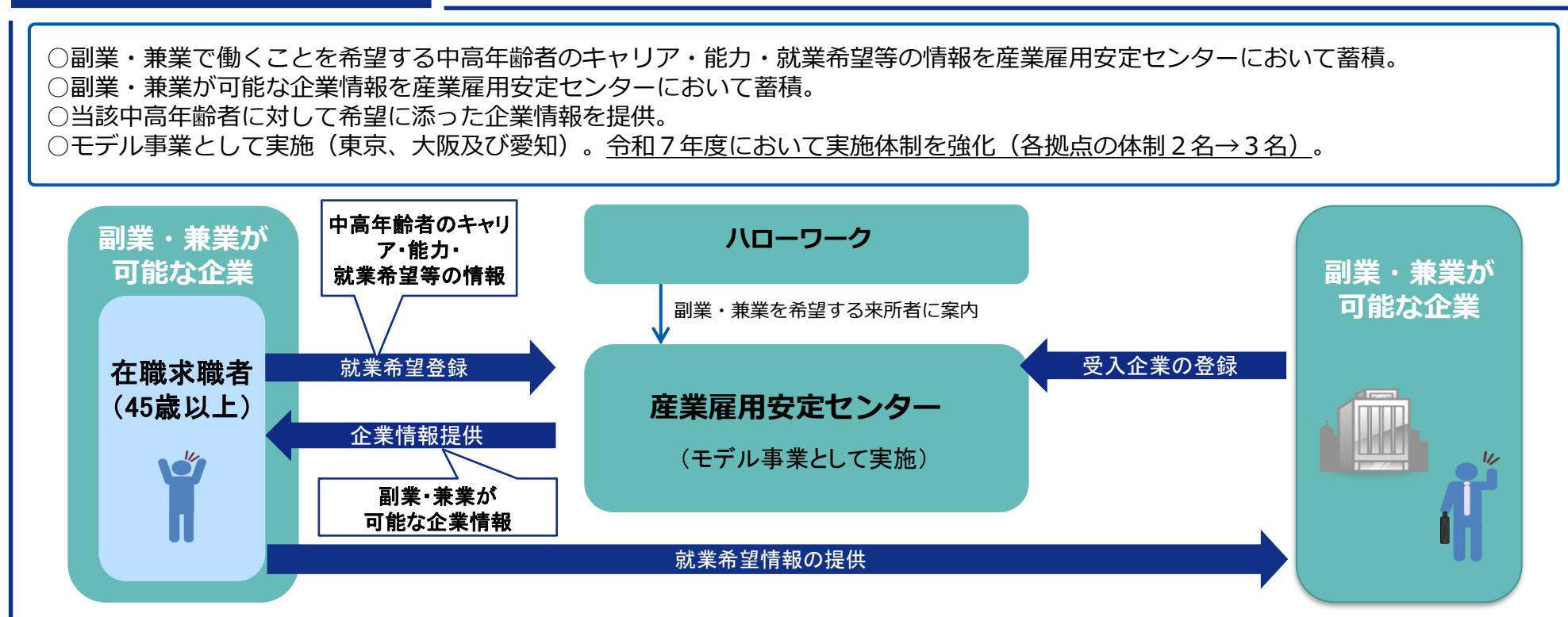
労働特会		子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休
	○		

1 事業の目的

(公財)産業雇用安定センターにおいて、副業・兼業を希望する中高年齢者のキャリア等の情報及びその能力の活用を希望する企業の情報を蓄積し、当該中高年齢者に対して企業情報を提供することにより、副業・兼業への取組の拡大を図る。なお、高年齢退職予定者キャリア人材バンク事業との連携を見据えて、キャリア人材バンク事業の登録者に対して、必要に応じて副業・兼業を活用することとし、在職中から就業予定の業務に従事させる試行的取組を進める。

2 事業の概要・スキーム

- 副業・兼業で働くことを希望する中高年齢者のキャリア・能力・就業希望等の情報を産業雇用安定センターにおいて蓄積。
- 副業・兼業が可能な企業情報を産業雇用安定センターにおいて蓄積。
- 当該中高年齢者に対して希望に添った企業情報を提供。
- モデル事業として実施（東京、大阪及び愛知）。令和7年度において実施体制を強化（各拠点の体制2名→3名）。



産業雇用安定センターによる出向・移籍のあっせん

職業安定局雇用政策課労働移動支援室
(内線5787、5878)

令和7年度概算要求額 37億円 (37億円) ※()内は前年度当初予算額

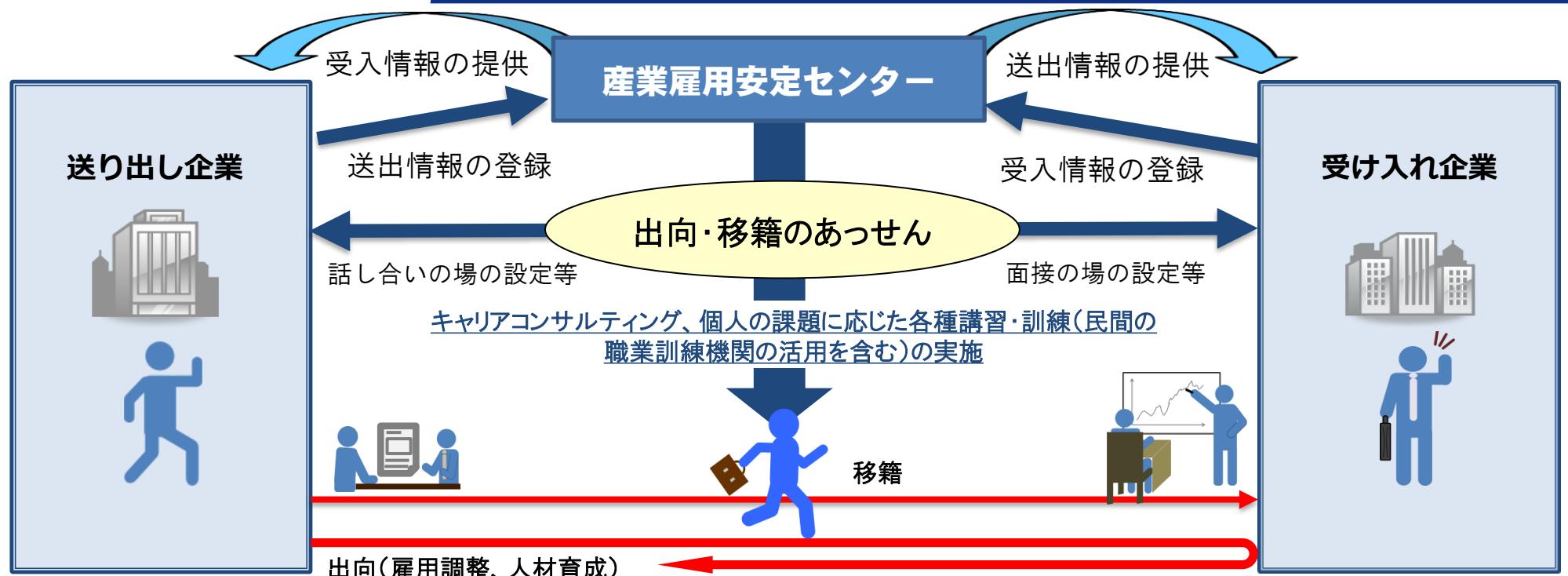
労働特会		子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休
	○		

1 事業の目的

- 産業雇用安定センターは、13の産業団体(※)の拠出により設立された公益財団法人。
- 労働力の産業間、企業間移動の円滑化に寄与するため、出向・移籍による失業なき労働移動に関する情報提供・相談等を実施。(令和2年度から在籍型出向制度を活用した出向支援プログラムを実施している)
- 令和5年度の実績:送り出し件数8,602件に対して、出向・移籍の成立件数6,111件、成立率71.0%

※ (社)日本造船工業会、(社)日本鉄鋼連盟、電気事業連合会、全国銀行協会、(社)日本自動車工業会、(社)日本電機工業会、(社)セメント協会
日本化学繊維協会、日本製紙連合会、日本石炭協会、日本紡績協会、(社)日本民営鉄道協会、(社)日本船主協会

2 事業の概要・スキーム



3

○人手不足分野等における人材確保の支援

- ハローワークの専門窓口（人材確保対策コーナー）の増設による医療・介護分野等への就職支援の強化
- 雇用管理制度の導入により従業員の定着・確保を図ることに加え、賃上げにも取り組む事業主への支援
等

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和7年度概算要求額 50億円（48億円）※()内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

1 事業の目的

医療、介護、保育、建設、警備、運輸等（※）への支援を強化するため、ハローワークに人材確保支援の専門窓口となる「人材確保対策コーナー」を設置。（※求人倍率の高い人材不足分野）

地方自治体や業界団体等と連携して、当該分野のしごとの魅力を発信し求職者の拡大を図るとともに、求人充足と職場定着のための雇用管理改善等の事業所支援を強化して、両者を結び付けるマッチング機会を拡充することにより、人材確保と雇用管理改善を促進する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

「人材確保対策コーナー」における就職支援の拡充

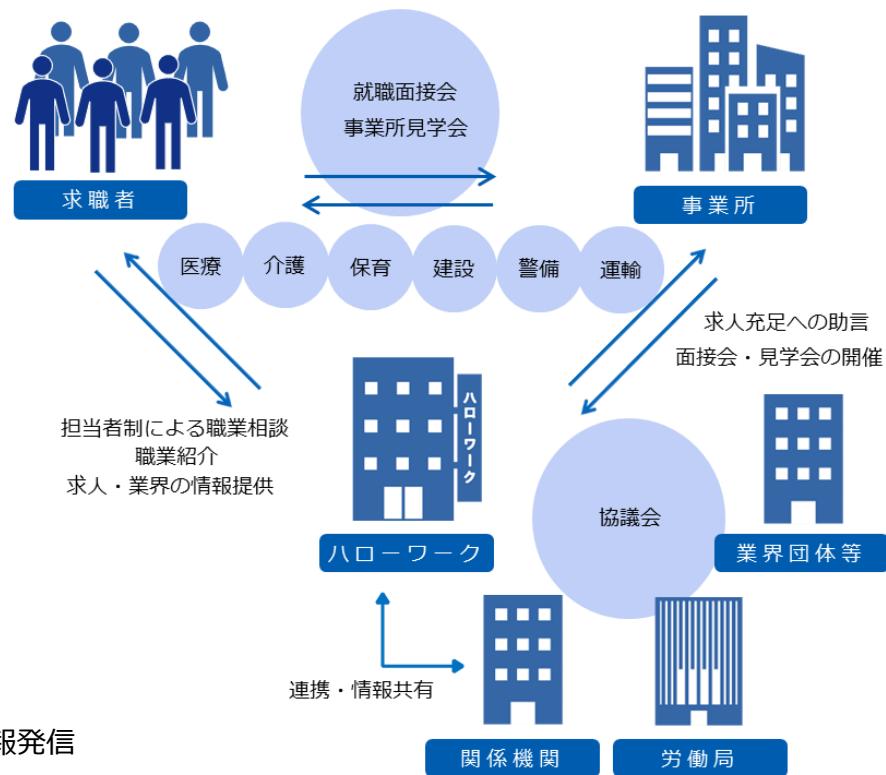
人材確保支援の総合専門窓口となる「人材確保対策コーナー」を拡充するほか、職場定着のための雇用管理改善等の支援を一貫して行う体制を整備する。

設置箇所 117か所 → 119か所

実施体制 職業相談員 187人 → 189人
就職支援ナビゲーター 255人 → 259人
就職支援コーディネーター 355人 → 347人
就職支援コーディネーター 47人 → 47人（労働局配置）
雇用管理改善等コンサルタント（委嘱）

支援内容

- ・協議会における地域の関係機関と連携した枠組み作り
- ・求人者に対する支援
 - 求人者への求人充足に向けた助言・指導
事業所見学会、就職面接会等の開催
職場定着のための雇用管理改善等の支援
雇用管理改善等コンサルタントの活用
- ・求職者に対する支援
 - 担当者制による、きめ細かな職業相談・職業紹介
求人情報の提供、最新の業界動向、仕事の内容や魅力等の情報発信
- ・関係機関、業界団体との連携による支援
 - 関係機関、業界団体との連携によるセミナー、就職面接会の開催
ナースセンター、福祉人材センター、保育士・保育所支援センターとの連携による巡回相談やイベントの実施



令和7年度概算要求額 20億円 (35億円)^(※1)
()内は前年度当初予算額

労働特会		子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休
○			

1 事業の目的

人口減少下において労働力不足が生ずることが懸念されている中で、建設、介護分野等において人材不足が顕著となっている。

人材を確保するためには、事業主等による雇用管理改善等の取組みを通じて「魅力ある職場」を創出し、現在就業している従業員の職場定着等を高めることが必要であることから、事業主等による雇用管理改善等の取組みに対する助成を通じて、職場定着等を促進し、人材の確保を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

I 中小企業団体助成コース

- ✓ 改善計画の認定を受けた中小企業団体（事業協同組合等）が構成中小企業者のために、人材確保や従業員の職場定着を支援するための事業を行った場合に助成する。
- ✓ 助成額は、中小企業団体が構成中小企業者に労働環境向上事業を実施した場合に、要した費用の2／3を支給（上限額 600～1,000万円）する。

II 雇用管理制度助成コース（受付再開・見直し）

- ✓ 雇用管理制度（賃金規程・諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度など）の導入・実施により、従業員の職場定着に取り組む事業主に対して助成する。
- ✓ 助成額は、離職率要件を達成した場合に、1制度導入につき20万円又は40万円^(※2)ずつ支給（上限額80万円）する。
(※2) 賃金規程・諸手当制度、人事評価制度は40万円
さらに、賃上げ要件を満たした場合は、各支給額の25%分を上乗せ支給する。

(※) 人事評価改善等助成コースは、雇用管理制度助成コースの「人事評価制度」として統合する。

III 建設キャリアアップシステム等活用促進コース

IV 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）

V 作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）

VI 外国人労働者就労環境整備助成コース

VII テレワークコース

※1 令和7年度要求額及び令和6年度予算額には、Ⅲ～Ⅶのコースを含めない。

求人の確保と求人充足サービスの充実

令和7年度概算要求額 42億円（39億円）※（）内は前年度当初予算額

労働特会		子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休
	○		

1 事業の目的

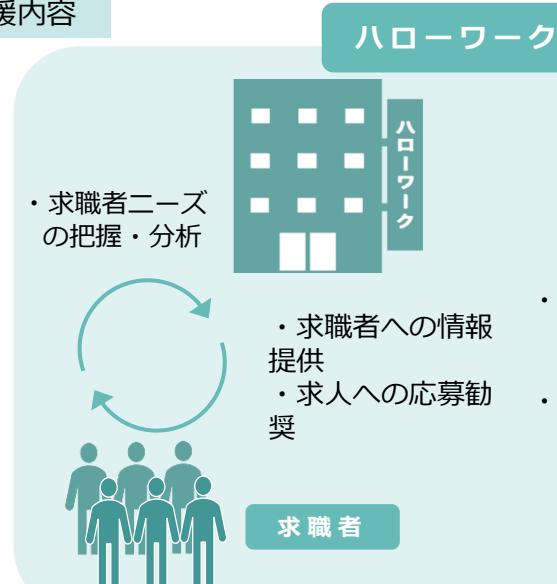
新型コロナウイルス感染症が5類へ移行し事業活動が正常化する中、中小企業を中心に入手不足の状況が顕著となっている。ハローワークに「求人者支援員」を配置し、求人事業所に対して、求人条件緩和や求人票の記載内容の充実のための助言を行うなど、求人充足に向けたサービスを実施する。また、未充足が長期化している求人事業所等に対して、民間委託を活用した求人充足支援セミナー等を実施し、求人者支援の強化を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

○求人開拓及び求人充足サービス

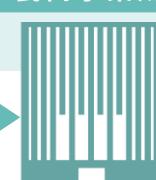
実施体制 求人者支援員 873人

支援内容



厚生労働省

委託



事業所訪問等による 顔の見える関係づくり

求人の要請

求人の提出

求人充足サービス

求人事業所

- ◆ 求人条件緩和の助言
- ◆ 求人票の記載内容の充実のための助言
- ◆ 求人票以上の事業所情報の収集、求職者への提供
- ◆ 求職者情報、労働市場情報、各種助成金制度等の情報提供
- ◆ 長期未充足求人者等を対象とした求人充足支援セミナー（民間委託）
(大都市圏などの求人事業所数が多い地域で実施)

令和7年度概算要求額 5.6億円 (5.9億円) ※()内は前年度当初予算額

労働特会		子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休
999/1000			1/1000

1 事業の目的

都道府県労働局・ハローワーク、農林水産省等関係機関との連携、求人情報及び人材育成等施策情報等の収集・提供、就職促進、新規就業希望者の意識啓発、事業所への雇用管理改善指導等を実施し、農林漁業人材の確保・職場定着までを総合的に支援する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体・事業実績等

<農林業職場定着支援事業>

① 農業雇用改善推進事業 実施主体：民間団体等（委託）

7年度概算要求額 54,593千円 (60,068千円)

○ 雇用管理改善の促進

農業法人の雇用管理改善を促進するため、地方の拠点となる地域に農業雇用改善アドバイザーを配置し、農業法人の事業主・労務担当者に対する相談援助・指導、広報・啓発、雇用管理改善研修等を実施

※ 実績：9箇所の拠点を設け全国で事業実施、研修会・相談会開催回数 52回（令和5年度）

② 林業就業支援事業 実施主体：民間団体等（委託）

7年度概算要求額 273,516千円 (306,086千円)

○ 林業就業支援講習の実施

新たに林業への就業を希望する求職者を対象に、20日間程度の座学・実習（林業就業に係る基本的な知識の講義、林業作業の実地講習、安全衛生の講義・実習等）や職業相談・生活相談を実施

※ 実績：講習参加者数 115名（令和4年度）【5ヶ月間実施】
講習参加者数 365名（令和5年度）【通年実施】

○ 雇用管理改善の促進

林業事業体の雇用管理改善を促進するため、各都道府県に林業雇用改善アドバイザーを配置し、林業事業体の事業主・労務担当者に対する相談援助、訪問指導、広報・啓発、雇用管理改善研修等を実施

※ 実績：研修会開催回数 19回（令和4年度）【5ヶ月間実施】
研修会開催回数 45回（令和5年度）【通年実施】



<農林漁業就業支援事業>

実施主体：都道府県労働局・ハローワーク

7年度概算要求額 232,827千円 (226,934千円)

- 各都道府県労働局に職業相談員を配置
 - 都道府県労働局による、農林水産省等関係機関との連携、情報収集、ハローワークへの情報提供
 - 都道府県農林漁業就業等対策・連絡協議会、林業雇用改善等推進会議の開催
 - ハローワークでの農林業等の職業紹介、新規就農相談センター等関係機関の案内、情報提供
 - 農林漁業就職支援コーナーにおいて、職業相談、紹介、情報提供
 - 農林漁業合同企業面接会及び就職ガイダンスの開催
 - その他、農山村地域等からの出稼就労に対する支援
- ※ 実績（いずれも令和5年度）
- ・ 農林漁業の職業相談件数：137,860件
 - ・ 農林漁業の就職件数：18,834件



介護労働者雇用管理責任者講習事業

令和7年度概算要求額 35百万円 (33百万円) ※()内は前年度当初予算額

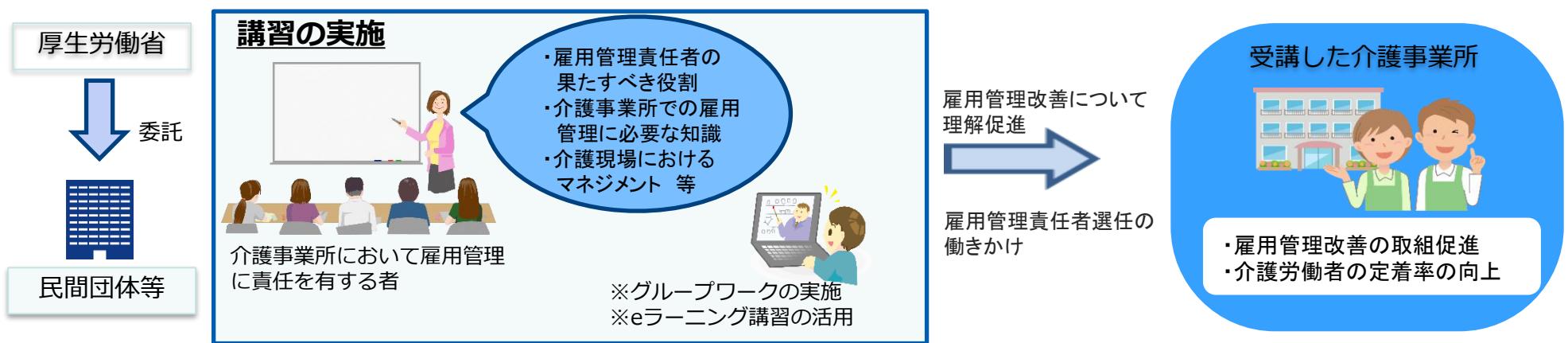
労働特会		子子特会		一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

1 事業の目的

介護分野においては、人材不足が顕著となっており、その解消のためには、介護労働者が職場で抱える悩み、不安、不満などを雇用管理体制の充実を通じて解決する必要があるほか、介護分野における特性を踏まえた事業主による雇用管理改善の取組を促進し、「魅力ある職場」づくりが必要であり、介護事業所において雇用管理に責任を有する者を対象に、雇用管理全般について講習を実施することにより、雇用管理改善への理解を促進し、雇用管理責任者の選任・周知により、介護労働者の雇用管理の改善を図る。

2 事業の概要・スキーム

介護関係事業所において雇用管理に責任を有する者に対して、介護事業所での雇用管理に必要な知識や、介護現場におけるマネジメントに関する講習等を実施し、雇用管理改善や雇用管理責任者が果たすべき役割についての理解を促進する。また、雇用管理責任者未選任事業所の受講者に対しては、雇用管理責任者についての啓発指導を行うとともに選任の働きかけを行う。



3 実施主体等

○実施主体:国 → 民間団体等

○事業目標:雇用管理責任者講習受講者の属する介護事業所のうち雇用管理責任者を選任していなかった事業所において、雇用管理責任者を選任した率80%以上

4 事業実績

○過去2年度の実績

(単位:%)

	令和4年度	令和5年度
選任率	85.1	87.7

介護分野における人材確保のための雇用管理改善推進事業

労働特会		子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休
	○		

令和7年度概算要求額 2.0億円 (2.0億円) ※()内は前年度当初予算額

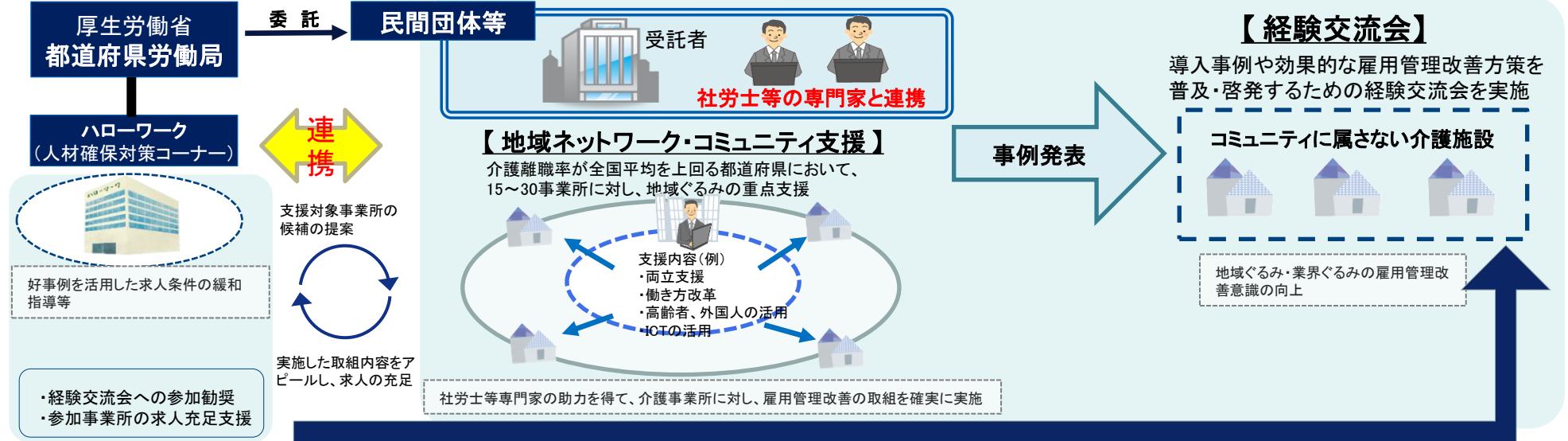
1 事業の目的

介護分野においては、人材不足が顕著であり、介護分野における特性を踏まえた事業主による雇用管理改善の取組を促進し、「魅力ある職場」を創出することが必要である。しかし、事業主による自力での取組は困難であり、今後も急増する高齢者に対して地域社会における連携した福祉サービスの提供を推進するため、雇用管理改善の推進による介護人材の確保を図る

2 事業の概要・スキーム

介護事業所の雇用管理の改善に関する諸課題に対応すべく、介護離職率が全国平均を上回る都道府県において民間団体等に委託し、雇用管理改善に積極的に取り組む事業主を中心とした地域ネットワーク・コミュニティによる地域ぐるみの雇用管理改善の推進(集団啓発型)を実践する。

また、同コミュニティに属する介護事業所の協同実施の取組を推進し、事業所間の連携した取組(研修、面接会、両立支援等)の導入を進める。



3 実施主体等

○実施主体：国(都道府県労働局)→民間団体等

○事業目標

- ①対象事業所において雇用管理改善のコンサルティングを受けた事業所のうち、実際に雇用管理制度の導入を図る事業所の割合90%以上
- ②対象事業所のうち雇用管理改善のコンサルティングを受け、かつ実際に雇用管理制度の導入を図った事業所における制度導入から3か月経過後の従業員の定着率が、前年同期と比較して改善している事業所の割合87%以上
- ③対象事業所に対するアンケート調査において、役に立った旨評価する事業所の割合95%以上

4 事業実績

○過去2年度の実績

年度	令和4年度	令和5年度
①割合(%)	92.1%	93.5%
②割合(%)	87.2%	89.5%
③割合(%)	98.7%	100.0%

介護労働者雇用改善援助事業等交付金

令和7年度概算要求額 6.1億円 (5.9億円) ※()内は前年度当初予算額

労働特会		子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休
	○		

1 事業の目的

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律により厚生労働大臣が指定する法人である介護労働安定センターに交付金を交付することにより、介護事業所に対して、介護労働者の雇用管理の改善、福祉の増進に係る手法に関する相談援助及び介護労働関係情報等の総合的な収集・提供を行い、介護事業主への支援を行う。

2 事業の概要

特に小規模事業所や開業間もない介護事業所に対して、個々の事業所の課題を把握し、必要な情報の提供や相談援助等を行う。また、雇用管理改善に資する基礎資料として、事業所における実態及び介護労働者の就業の実態等を調査・把握する。

【相談援助訪問の重点化】全相談訪問件数のうち、特に小規模事業所及び開設3年未満の事業所への訪問割合目標50%以上

3 事業のスキーム



介護労働 安定センター

- 介護労働者の雇用管理の改善等に関する相談援助
- 介護労働の実態等の調査・把握
- 介護雇用管理改善の好事例の情報提供（雇用管理サポートシステム）



介護事業所

4 実施主体等

○実施主体: 公益財団法人 介護労働安定センター
(介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第15条)

事業目標:

- 1 介護労働サービスインストラクターによる雇用管理相談援助を受けた事業所において、本事業を受けたときから1年経過した時点における離職率 14.0%以下
- 2 雇用管理コンサルタントによる相談援助を受けた事業所において、本事業を受けたときから1年経過した時点における離職率14.0%以下

5 事業実績

○過去2年度の実績

- 1 介護労働サービスインストラクターによる雇用管理相談援助を受けた事業所において、本事業を受けたときから1年経過した時点における離職率

年度	令和4年度	令和5年度
離職率(%)	10.78%	10.83%

- 2 雇用管理コンサルタントによる相談援助を受けた事業所において、本事業を受けたときから1年経過した時点における離職率

年度	令和4年度	令和5年度
離職率(%)	10.98%	11.16%

令和7年度概算要求額 1.1億円 (1.1億円) ※()内は前年度当初予算額

労働特会		子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休
<input type="radio"/>			

1 事業の目的

- 外部労働市場の中で、これまでハローワーク、地方自治体、民間人材サービスは官民協同による労働力需給調整機能を果たしてきたが、限りある労働力をさらに活用するには、外部労働市場のマッチング機能の強化が必要である。
- このため、優良な民間人材サービス事業者の育成を促進し、優良事業者に関する情報を労働市場に積極的に発信していくことにより、業界全体の質の向上を図り、労働市場の機能強化を図る。

2 事業の概要・スキーム

(1) 優良事業者推奨事業

①優良派遣事業者認定制度の運営【委託事業】

- 一定の基準を満たす労働者派遣事業者を優良派遣事業者として認定

②職業紹介事業者認定制度の運営【委託事業】

- 一定の基準を満たす職業紹介事業者を職業紹介優良事業者として認定
- 医療・介護・保育分野において、求人者が適正な職業紹介事業者を選択可能にする

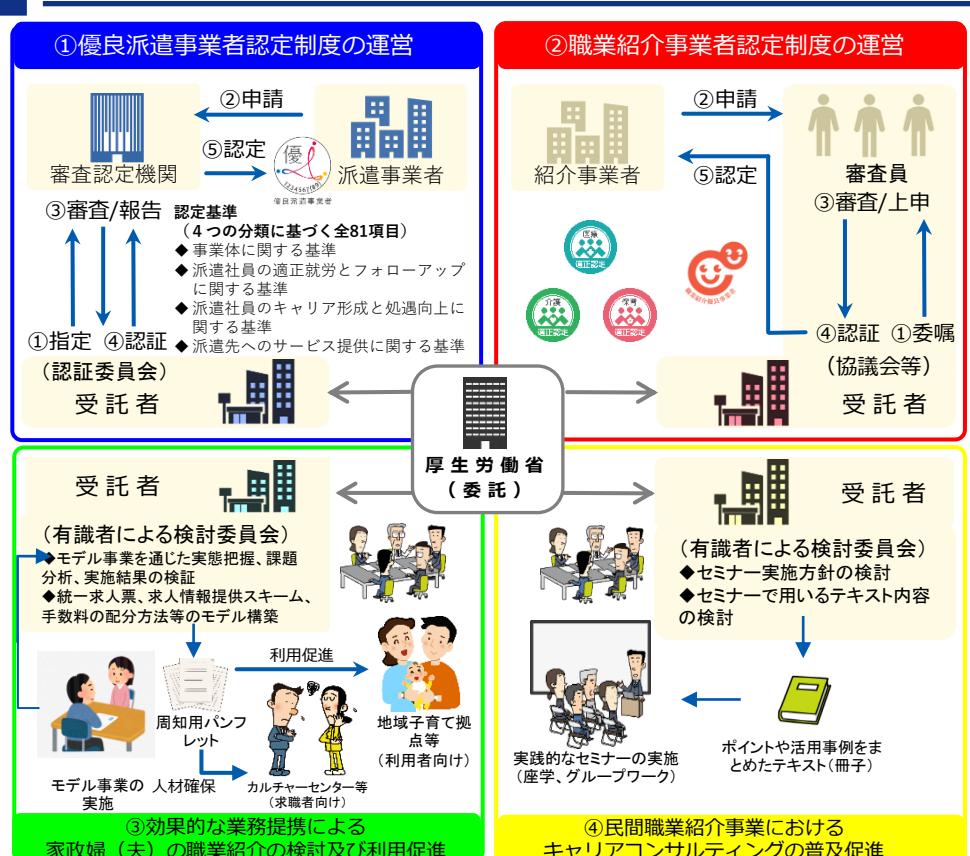
(2) 民間人材サービスの活用検討事業

③効果的な業務提携による家政婦(夫)の職業紹介の検討及び利用促進【委託事業】

- 職業紹介事業者間の業務連携のためのネットワークモデル事業の実施
- 効果的な業務連携の実施方法を検討、検証、報告書作成

④民間職業紹介事業におけるキャリアコンサルティングの普及促進【委託事業】

- キャリアコンサルティングを有効に活用するための実践的なセミナーの開催
- セミナーで使用する、ポイントや活用事例をまとめたテキストを作成



3 実施主体等

(1) 優良事業者推奨事業

①優良派遣事業者認定制度の運営

実施主体：民間事業者等
事業実績：優良派遣事業者認定者数
141社（令和6年3月）

②職業紹介事業者認定制度の運営

実施主体：民間事業者等
事業実績：職業紹介優良事業者認定者数
40社（令和6年3月）

医療・介護・保育分野における
適正認定事業者数

57社（令和6年3月）

(2) 民間人材サービスの活用検討事業

③効果的な業務提携による家政婦(夫)の職業紹介の検討及び利用促進

実施主体：民間事業者等

④民間職業紹介事業におけるキャリアコンサルティングの普及促進

実施主体：民間事業者等

地域雇用活性化推進事業

令和7年度概算要求額 12億円（12億円）※()内は前年度当初予算額

労働特会		子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休
	○		

1 事業の目的

雇用機会が不足している地域や過疎化が進んでいる地域等による、地域の特性を生かした「魅力ある雇用」や「それを担う人材」の維持・確保を図るための創意工夫ある取組を支援する。

2 事業の概要

- 地域の課題・実情や地域企業、求職者のニーズ・シーズを把握した上で、事業構想を策定
- 地域が提案する事業構想の中から、「魅力ある雇用や人材の維持・確保効果が高いと認められるもの」をコンテスト方式で選抜
- 【実施規模】各年度4千万円（複数市町村で連携する場合、1地域あたり2千万円／年を加算（加算上限1億円／年））
- 【実施期間】3年度以内 【事業実績（就職件数等）】3,198人（令和5年度）

3 事業のスキーム・実施主体等

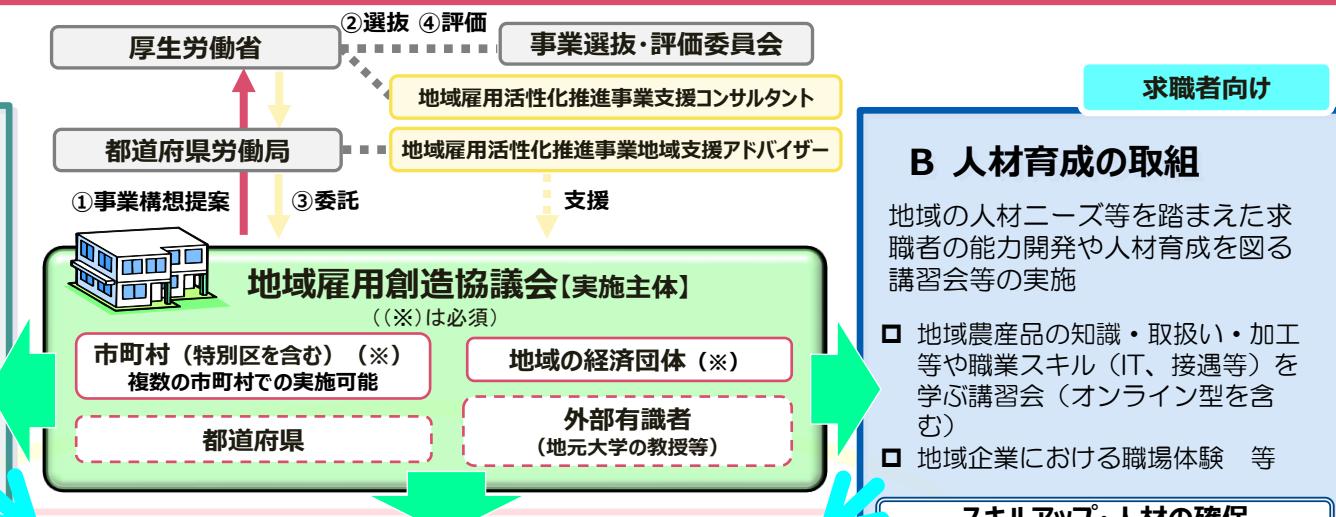
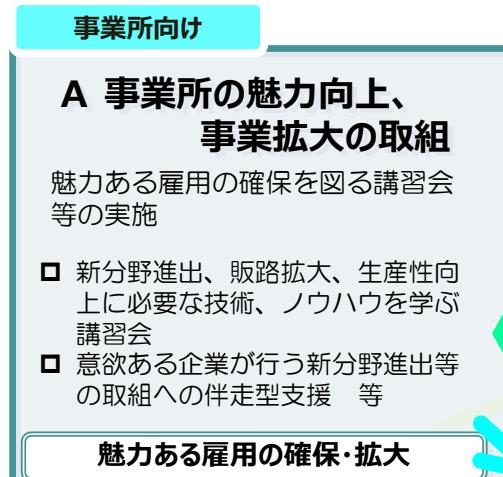
対象地域

I. 雇用機会不足地域（次の①、②いずれかに該当する地域）

- ①最近3年間（平均）又は最近1年間（平均）の地域の有効求人倍率が全国平均（1を超える場合には1.00。0.67未満である場合には0.67）以下であること
- ②最近3年間（平均）又は最近1年間（平均）の地域の有効求人倍率が1未満であって、最近5年間で人口が全国平均以上に減少していること

II. 過疎等地域

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年3月31日法律第19号）による過疎地域や重大な災害の被害を受けた地域として厚生労働大臣が別途定める地域



面接会等によるマッチング

地方就職希望者活性化事業

令和7年度概算要求額 **6.4億円 (6.4億円)** ※()内は前年度当初予算額

労働特会		子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休
	○		

1 事業の目的

東京圏・大阪圏において、地方就職に関するセミナー、イベント、個別相談等により、潜在的地方就職希望者を掘り起こし、地方自治体が実施する就労体験事業等への送り出しを実施することによって、地方就職に向けた動機付けを行い、地方就職の準備が整った者をハローワーク(HW)へ誘導し、全国ネットワークを活用したマッチングにより就職へ結びつけることにより、地方就職希望者の円滑な労働移動を促進し、地域雇用の活性化を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

地方人材還流促進事業（LO活プロジェクト） 実施主体：民間企業（委託）

○潜在的地方就職希望者の掘り起こし・動機付け

- ・セミナー、イベント、個別相談等の実施
- ・自治体が実施する就労体験事業等への送り出し
- ・早期からの就職ニーズの把握、新卒応援HW等への誘導

○地方就職に役立つ情報の収集・整理・提供

- ・地方就職・生活関連情報等を地方就職希望者等に対して、ウェブサイト・SNS等を通じて提供
- ・求人情報を発信するためのツールや助成金などの各種支援策等の情報を地方の求人企業に対して、ウェブサイトを通じて提供

○移住・交流情報ガーデンでの相談対応

- ・「移住・交流情報ガーデン」（総務省設置）で
自治体が実施する就労体験事業等に関する相談等に対応

○地方人材還流促進協議会の設置

- ・厚労省、地方自治体、大学等による協議会を設置し、課題・情報の共有、事業の円滑な実施を図る。

【事業実績（令和5年度）】
HWへの誘導を受けた就職者のうち、地方就職者数の割合：32.1%

地方就職支援事業 実施主体：国

○地方就職支援体制の設置

- ・都市部（東京及び大阪）に「地方就職支援コーナー」を設置
- ・都市部・地方HWにコーディネーターを配置

○地方合同就職面接会の開催等

- ・労働局と地方自治体が連携し、都市部にて合同就職面接会（リモート実施も含む）を開催
- ・自治体開催の各種イベント（合同就職面接会等）への協力

○地方人材還流支援相談会の開催

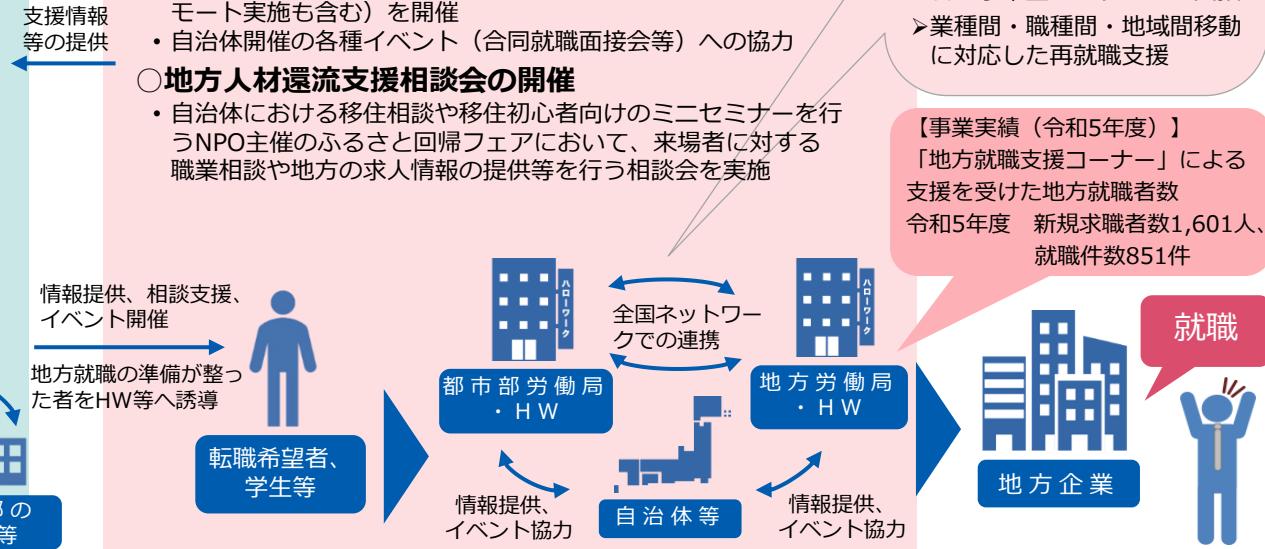
- ・自治体における移住相談や移住初心者向けのミニセミナーを行うNPO主催のふるさと回帰フェアにおいて、来場者に対する職業相談や地方の求人情報の提供等を行う相談会を実施

（支援内容）

- 職業相談、求人情報提供等
- オンラインを活用した担当者制による個別支援
- 自治体等と連携した生活関連情報の集約・提供
- 個別求人開拓等も含めた求職者と事業主のマッチング支援
- 業種間・職種間・地域間移動に対応した再就職支援

【事業実績（令和5年度）】

「地方就職支援コーナー」による支援を受けた地方就職者数
令和5年度 新規求職者数1,601人、就職件数851件



4

○高齢者の就労・社会参加の促進

➤シルバー人材センター等を活用した高齢者の就労による社会参加の促進、高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等

等

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

シルバー人材センター等補助金

(高年齢者就業機会確保等事業、高齢者活用・現役世代雇用サポート事業)

職業安定局高齢者雇用対策課
(内線5822)

令和7年度概算要求額 134億円 (141億円) ※()内は前年度当初予算額

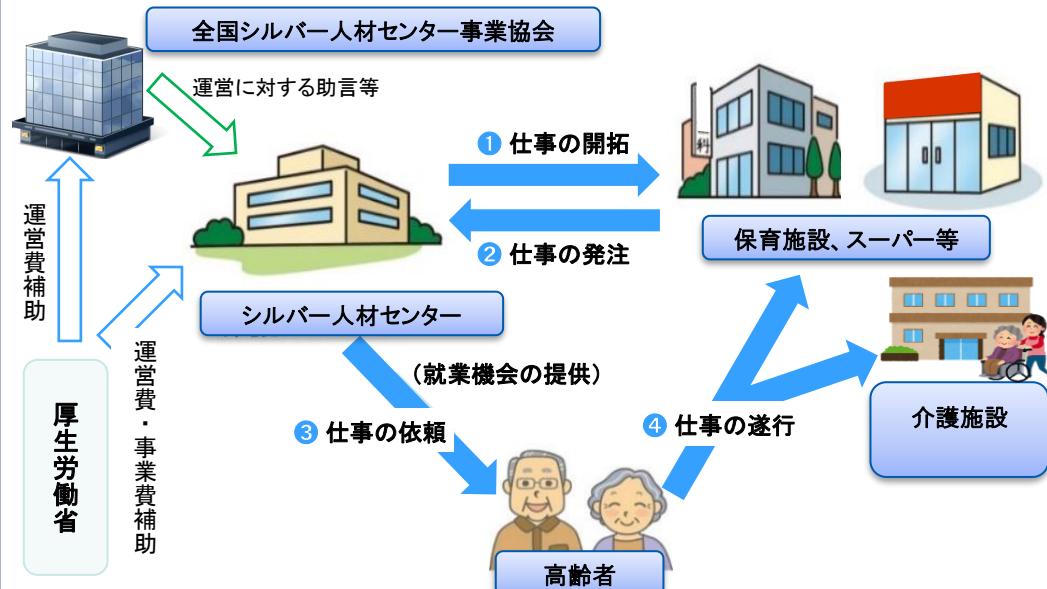
労働特会		子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休
	1/2		1/2

1 事業の目的

- ・高年齢退職者に対して臨時的、短期的又は軽易な業務に係る就業機会を確保・提供することにより、高年齢退職者の能力の積極的な活用を図り、福祉の増進に資することを目的とするシルバー人材センター連合等への運営費を補助する。
- ・シルバー人材センターによる人手不足分野や介護、育児等の現役世代を支える分野での就業機会の開拓・マッチング等を推進するため、その事業費を補助する。
- ・また、介護の専門的な知識・経験が必要ない介護補助業務等を切り出すとともに、シルバー人材センターを利用したことがない介護施設にシルバー人材センターを1ヶ月無償で活用してもらうことによって、介護分野の人材確保支援及び高齢者の一層の活躍を促進する。
- ・その他、全国シルバー人材センター事業協会への運営費を補助する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

○ 事業のイメージ



○ 実施主体

シルバー人材センター連合、全国シルバー人材センター事業協会

○ シルバー人材センターが扱う仕事

介護施設・育児施設・スーパー・マーケット・ホテル・レストラン・製造業企業等への派遣、
福祉・家事援助サービス、空き屋管理、地域見守りサービス、観光案内、
清掃、除草、自転車置き場管理、公園管理、宛名書き、植木剪定、障子・ふすま張りなど

○ 補助率

運営に係る経費の1/2の範囲内で補助

○ 事業実績

就業延人員数：61,455,354人日(令和5年度)

令和7年度概算要求額 7.3億円（-）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- いわゆる「フリーランス新法」（以下「新法」という。）が令和6年11月1日施行予定となっており、新法の趣旨を踏まえて、契約方法の見直しを順次行うこととしている。
- これにより、すべてのシルバー人材センター（以下「センター」という。）においては、「新法の趣旨」（特定業務委託事業者（以下「発注者」という。）と特定受託事業者（以下「受託者」という。）間の取引の適正化・受託者の保護を図る）及び「新法の規定により課される義務」（業務委託する際の就業条件の明示、ハラスメント行為にかかる相談対応等の体制整備、業務委託を中途解除する場合の予告）等について、民間企業等の発注者に丁寧な説明を行い、理解を求めていくことが必要となる。
- 契約方法の見直しがなされれば、民間企業等の発注者によって新法で課せられる義務の履行が適切に行われ、会員が不安に陥ることなく、安心して就業できる環境の整備が図られることとなる。
- センターにおいては、民間企業等の発注者に丁寧な説明に努め、理解を得ていくことが当面重要な取組となることから、民間企業等の発注者への説明を専門に行う者（以下「専門員」という。）を配置し、円滑な事業運営を図っていく必要がある。

2 事業の概要・スキーム

▶ 発注者への説明対応事業

シルバー人材センターに、フリーランス新法や関係法令の内容等を熟知した弁護士や社会保険労務士等を専門員として配置し、発注者に対して、法の趣旨及び同法の規定において課される義務を丁寧に説明し、民間企業等の発注者にその理解を求め、契約方法の見直しを推し進めていく。

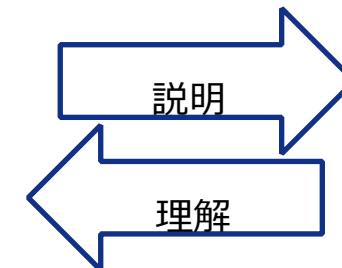
3 実施主体等



シルバー人材センター



専門員



〔民間企業や自治体等の発注者〕

令和7年度概算要求額 7億円（-）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

シルバー会員（以下「会員」という。）については、平均年齢が約75歳（令和4年度実績）と高齢化傾向にあるため、体力の衰えや事故の危険性に不安を抱き、体に負担の大きい作業を控えることにより従事できる業務が少なくなってきた結果、会員の就業がない状態が続くことや退会に繋がり、会員数及び就業延人員は年々減少している。

このため、就業支援機器の貸与等により会員の不安を取り除き、安心して就業できる環境を整備することとしたい。

これらの支援により、会員は就業することを体力の衰え等の理由により断念することなく、引き続きやりがいを持って就業することができるため、会員の孤立・孤独への防止にも繋がるとともに、就業実績の多い屋内外清掃、除草、剪定及び農作業等に加え、介護分野などの人手不足分野などの活躍も見込まれる。

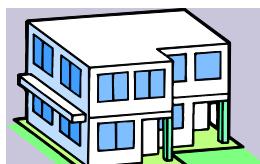
さらに、安心して就業できる環境整備を進めることで会員数及び就業日数も増加するなど、シルバー事業の更なる活性化が期待できる。

2 事業の概要・スキーム

例えば、剪定作業や果物の収穫作業などの場合、常に腕を上げた状態での作業が求められるため、肩への負担が大きく、長時間の作業は困難であることが多いが、アシストスーツがあれば、腕を上げた状態の保持をサポートしてくれるため肩への負担が軽減されるとともに、作業効率の上昇も見込まれることにより、作業時間の短縮も可能となる。

このように、高齢、病気等により体力面に不安を抱える会員に対する腰、腕、脚などの筋肉をサポートする高齢者向けアシストスーツ等の貸与により、安心して就業できる環境整備支援を、モデル事業として実施する。

3 実施主体等



シルバー人材センター



就業支援機器の貸与



会員



仕事の遂行



就業人員増加
人手不足解消
孤立孤独防止



高齢者活躍人材確保育成事業

職業安定局高齢者雇用対策課
(内線5826)

令和7年度概算要求額 16億円 (15億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 労働力人口の減少等により、サービス業等での人手不足や、育児・介護等の現役世代の活躍を支える分野での担い手不足が問題となる中、当該分野での高齢者の就業を推進することは喫緊の課題。
- 高齢者の中には、退職後の就業に意欲的な者がいる一方で、経済的理由により働く必要がない等の理由から、必ずしも就業に意欲的でない者も多くみられる。また、地域の企業の中には、未だ高齢者の活用に積極的でない、又は興味はあるがどのように活用していいか分からず企業も存在する。
- そのため、本事業により、シルバー人材センター（以下、センターという）の新規会員の増加等を通じ、高齢者の就業を推進していく。

3 事業スキーム・実施主体等

多様な就業意欲をもつ高齢者



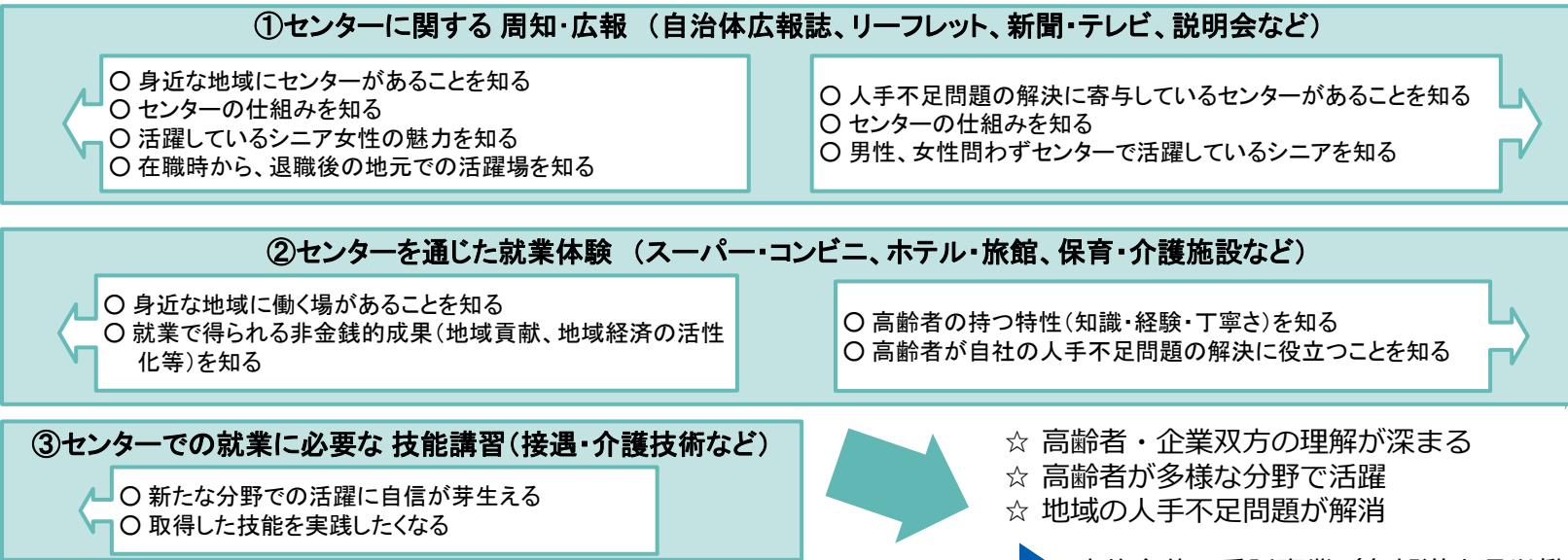
人手不足問題に直面する地域企業

30

労働特会		子子特会		一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

2 事業の概要

- 以下の取組により、センターの新規会員獲得や新たにセンターを活用する企業の増加を目指す。
 - ①高齢者・企業に対するセンターの**周知・広報**の実施
 - ②高齢者・企業がセンターへの理解を深めるため、**就業体験**の実施
 - ③センターでの就業に必要な**技能講習**の実施
- また、既にセンターの会員であるが新たな分野で活躍を希望している会員等に対して、就業体験や技能講習を実施することにより、人手不足分野等での担い手不足の解消を目指す。
- 実績：令和5年度新規入会者数 19,094人



65歳超雇用推進助成金

令和7年度概算要求額 23億円 (26億円) ※()内は前年度当初予算額

労働特会		子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休
	○		

将来的に継続雇用年齢や定年年齢の引上げを進めていくため、66歳以上の年齢までの継続雇用延長・65歳以上の年齢までの定年引上げ等を行う企業に対して支援を実施することにより、65歳以降も希望者全員が安心して働く雇用基盤を整備するとともに「生涯現役社会」の構築を図る。

1 65歳超継続雇用促進コース

● 助成内容

- ① 65歳以上の年齢への定年引上げや定年の定めを廃止する事業主に対して助成
- ② 希望者全員を66歳以上の年齢まで継続雇用する制度を導入する事業主に対して助成
- ③ 他社による継続雇用制度の導入を行う送出し事業主が、受入れ事業主の就業規則改正等に必要な経費を全て負担した場合、送出し事業主に対して要した経費の1/2を助成 等

● 助成額 当該措置の内容や定年等の年齢の引上げ幅、60歳以上の雇用保険被保険者数に応じて以下の額を支給

① 定年引上げ又は定年の定めの廃止

措置内容 60歳以上 被保険者数	65歳への 引き上げ	66～69歳への 引き上げ		70歳未満 から70歳 以上への 引き上げ	定年(70歳未 満に限る) の定めの廃止
		5歳未満	5歳以上		
1～3人	15万円	20万円	30万円	30万円	40万円
4～6人	20万円	25万円	50万円	50万円	80万円
7～9人	25万円	30万円	85万円	85万円	120万円
10人以上	30万円	35万円	105万円	105万円	160万円

② 希望者全員を66歳以上の年齢までの継続雇用制度の導入

措置内容 60歳以上 被保険者数	66～69歳への 引き上げ		70歳未満から 70歳以上への 引き上げ
	1～3人	4～6人	
1～3人	15万円	30万円	
4～6人	25万円	50万円	
7～9人	40万円	80万円	
10人以上	60万円	100万円	

③ 他社による継続雇用制度の導入

措置内容	66～69歳への 引き上げ		70歳未満から 70歳以上への 引き上げ
	支給額 (上限)	10万円	15万円

※ 他社とは、特殊関係事業主を含む他の事業主を指します。

2 高年齢者評価制度等雇用管理改善コース

● 助成内容

高年齢者の雇用管理制度の整備（短時間勤務制度の導入、高年齢者に係る賃金・能力評価制度等の構築、法定外の健康管理制度の導入等）を実施した事業主に対して助成

● 助成額

雇用管理制度の導入等に要した経費の額（上限50万円）に、以下の助成率を乗じた額

- ・ 60%（中小企業以外は45%）

3 高年齢者無期雇用転換コース

● 助成内容

50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換させた事業主に対して、その人数（上限10人）に応じ助成

● 助成額

対象者1人につき、以下の額を支給

- ・ 30万円（中小企業以外は23万円）

生涯現役地域づくり環境整備事業

令和7年度概算要求額 5.1億円 (5.5億円) ※()内は前年度当初予算額

労働特会		子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休
	○		

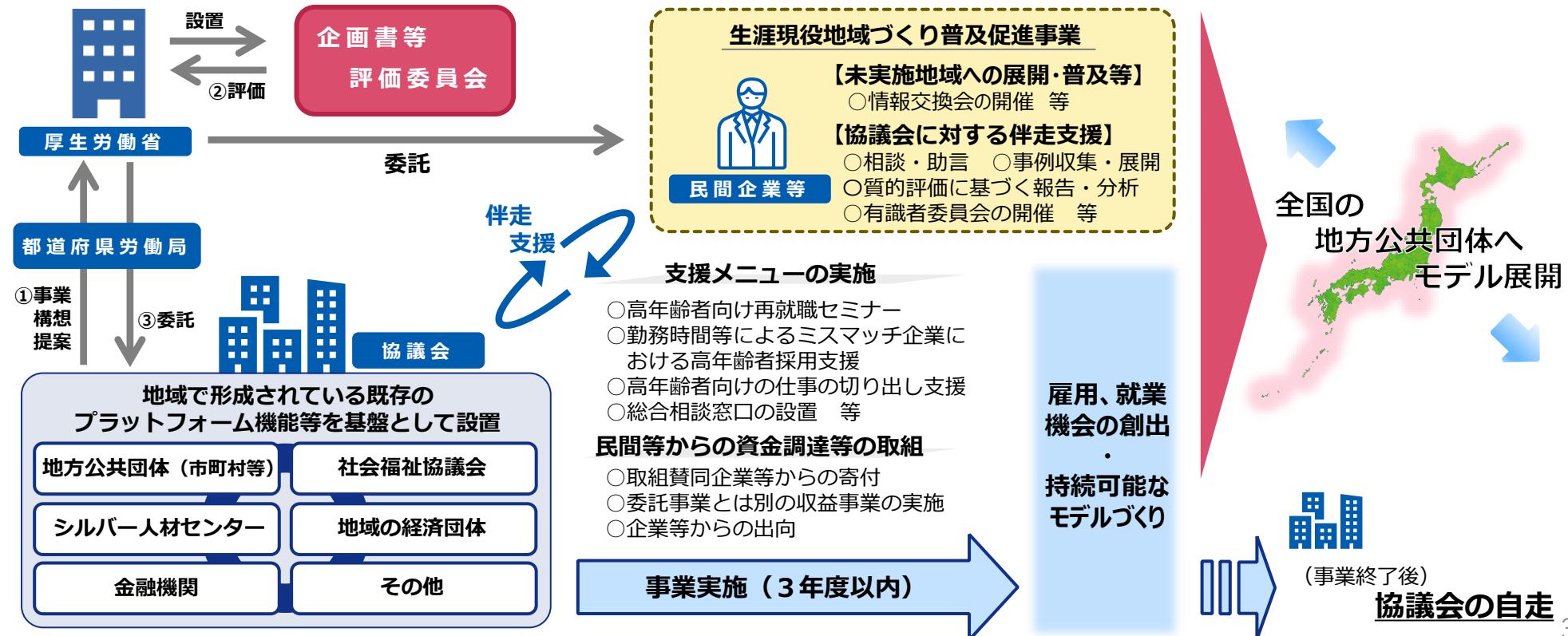
1 事業の目的

地域のニーズを踏まえた高年齢者の多様な雇用・就業機会を創出すると共に、地域における高年齢者等の雇用・就業支援の取組を持続可能にするモデルを構築し、他地域への展開・普及を図ることを支援する。

2 事業の概要

- 地域の課題・実情を解決するための事業構想を協議会自らが策定
- 提案された事業構想の中から、特に事業効果が高いと評価されるものをコンテスト方式で選抜
- 【実施期間】3年度以内 【実施規模】各年度1,750万円（2年度目以降は実績加算金を含む）
- 【実施主体】高年齢者雇用安定法第35条第1項に規定する協議会
- 【支援対象】55歳以上の高年齢者、地域内企業等 【令和7年度実施箇所数】15地域程度
- 併せて、協議会へ伴走型支援を行うとともに、取組や成果を他地域に波及させるため、「生涯現役地域づくり普及促進事業」を実施

3 事業のスキーム・実施主体等



令和7年度概算要求額 29億円 (28億円) ※()内は前年度当初予算額

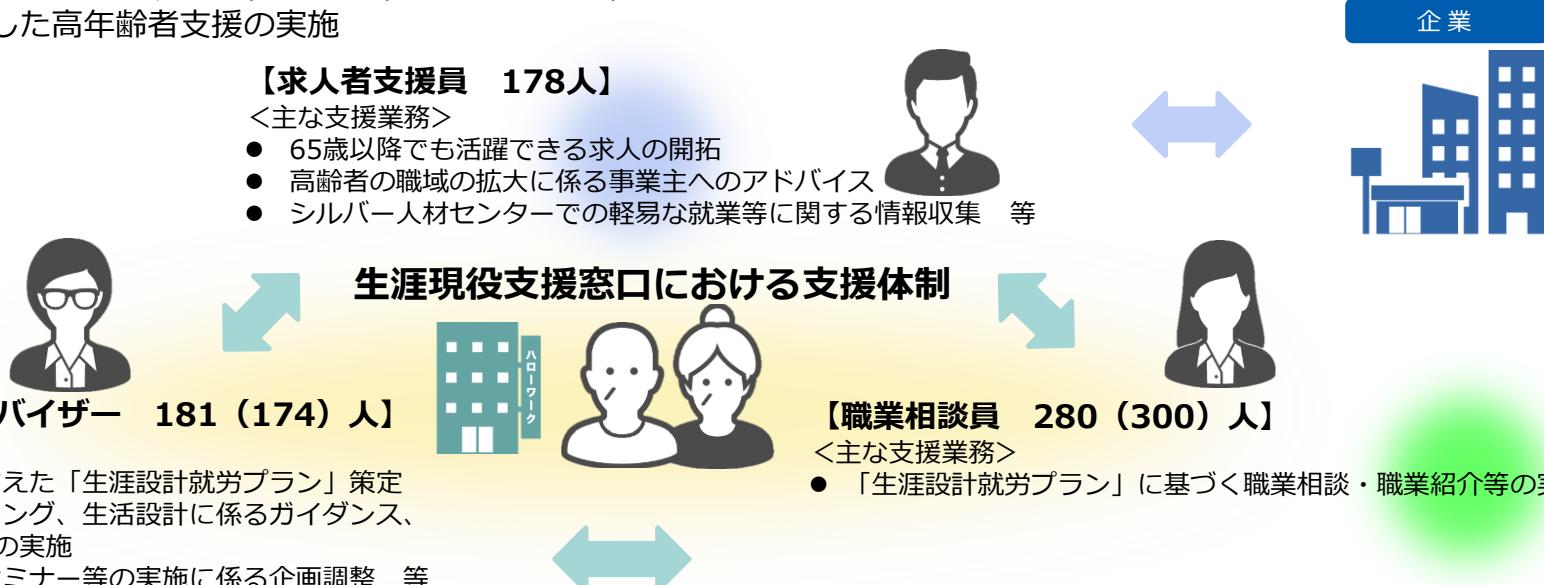
労働特会		子子特会	一般
労災	雇用	徴収	育休
	○		

1 事業の目的

- 少子高齢化が急速に進展する中、労働力人口が減少し、高年齢者の労働力の活用が重要な課題となっているが、高年齢者は一旦離職すると、その他の年齢層に比べ再就職は難しく、失業が長期化し、生活保護に頼らざるを得ない状況に陥るおそれがある。
- また、高齢期における就業ニーズは多種多様であり、年金等の受給状況等も考慮しながら就労支援を行う必要があり、ハローワークにおける一般的な職業相談・職業紹介においては、十分な対応が困難な場合がある。
- そこで、概ね60歳以上の高年齢求職者を対象として、就労経験等を踏まえた職業生活の再設計に係る支援や、高年齢求職者の就労ニーズに即した求人の開拓等による総合的な就労支援等を行う生涯現役支援窓口事業を実施する。

2 事業の概要

- 支援対象者等**：全国300箇所のハローワークにおいて、概ね60歳以上の高年齢求職者のうち、長期失業高年齢求職者、離転職を繰り返す者及びその他公共職業安定所長・事業担当責任者又は相談窓口職員がチーム支援を受けなければ就労が困難であると判断した者 等
- 主な支援内容**：
 - 高齢期の生活を踏まえた職業生活の再設計や年金受給者である求職者の職業生活に係る相談・援助
 - 高年齢求職者向け求人情報の開拓・提供（65歳以上が就業可能な短時間の求人開拓を強化）
 - シルバー人材センターとの連携した軽易な就業等に関する情報の提供
 - 地方自治体と連携した高年齢者支援の実施



生涯現役社会の実現に向けた調査研究事業

令和7年度概算要求額 29百万円 (29百万円) ※()内は前年度当初予算額

労働特会		子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休
○			

1 事業の目的

- 生涯現役社会の実現に向けては、全体として取組が有機的に連携しているとは言えず、対象や趣旨に共通性のある各種取組がばらばらに存在している状況である。また、過去に開催した研究会においては、高年齢者の働き方等に関する主要な個々の論点についてあり方が示されているものの、目指すべき生涯現役社会の総体的な姿についての議論が尽くされていない。
- 各種取組を効果的に推進するためには、現状、高齢者がどのような働き方にあるかの実態を把握するとともに、生涯現役社会というビジョン全体の中で各種施策がどのような位置づけにあるのか、また、各種施策同士はどのような関係にあるのかといった、体系化が必要である。また、その上で、従前の取組では手当てできていない部分を補うためのツールの検討を行うことも必要であり、令和5年度から、本事業において、民間の調査研究機関に委託し、現行の高齢者雇用施策の俯瞰的な検証や高齢者雇用対策の今後の在り方等について検討を行っている。
- 令和7年度においては、令和6年度に検討を行っている高年齢者の待遇等の結果を踏まえて、具体的な制度の設計に向けての検討（企業における高年齢者の役割に沿った人事評価、待遇のあり方等）を行う。

2 事業の概要・スキーム、実施主体



【期待される成果】

- ・高年齢者の人事評価、待遇に関する企業の取組内容
- ・高年齢者の企業や地域における就業の実態や課題の把握
- ・今後の制度改革に関する方向性 等

【主な検討事項等】

- 企業における高年齢者の役割に沿った人事評価、待遇のあり方
- 高年齢者の企業や地域における多様な就業のあり方
- 生涯現役社会の実現に向けて必要な施策や支援 等

※検討会の内容に応じて、企業等へのヒアリングも実施

高年齢退職予定者キャリア人材バンク事業

職業安定局雇用政策課労働移動支援室
(内線5787、5878)

令和7年度概算要求額 6.2億円 (5.5億円) ※()内は前年度当初予算額

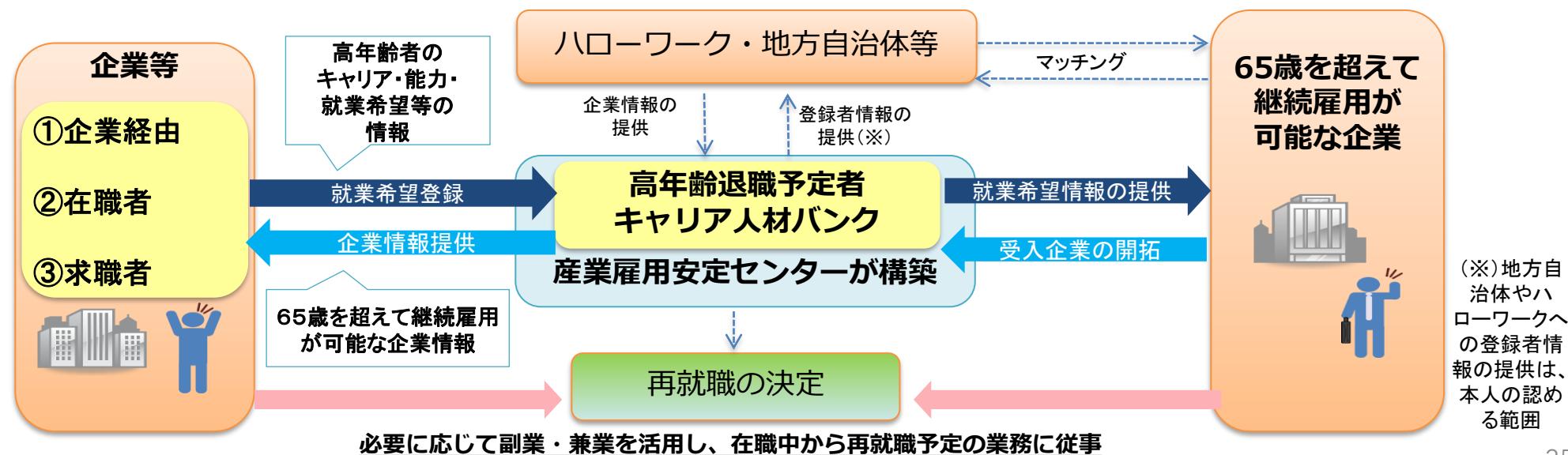
労働特会		子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休
	○		

1 事業の目的

生涯現役社会の実現に向けて、(公財)産業雇用安定センターにおいて、高年齢退職予定者のキャリア等の情報を登録し、その能力の活用を希望する事業者に対してこれを紹介することにより、高年齢者の就業促進を図る。なお、必要に応じて副業・兼業を活用し、在職中から就業予定の業務に従事させることにより、多様な働き方の推進にも取り組む。 令和5年度事業実績：成立件数 4,280件

2 事業の概要・スキーム等

- 企業等より65歳を超えて働くことを希望する高年齢者のキャリア・能力・就業希望等の情報を受け、産業雇用安定センターにおいて、高年齢退職予定者キャリア人材バンクを構築し、マッチングを実施。
- 地方自治体やハローワーク等に高年齢退職予定者キャリア人材バンクの登録情報を本人の認める範囲内で広く提供し、各機関等においてマッチングを実施。



5

○外国人材の確保、外国人に対する支援

➤外国人求職者への就職支援等、適切な外国人材の確保等に向けた実態把握
等

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

外国人労働者の適正な雇用管理等に関する体制整備等

令和7年度概算要求額 12億円 (12億円) ※()内は前年度当初予算額

労働特会		子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休
	○		

1 事業の目的

- 外国人労働者が年々増加する中、事業主には、雇用する外国人労働者の職場定着に向けた適正な雇用管理が求められる。

本事業経費は、外国人を雇用する事業主に対する支援として、

- ▶ 外国人労働者の特性に応じた適正な雇用管理の確保のための助言・指導
- ▶ 外国人雇用状況届出による外国人労働者の就業状況の的確な把握

等の実施のために必要な体制整備の経費である。

- ◆ 外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策（令和6年度改訂）
(令和6年6月21日 外国人材の受け入れ・共生に関する関係閣僚会議決定) (抜粋)

3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

(2) 具体的施策

ウ 「青壮年期」を中心とした外国人に対する支援等

(3) 適正な労働環境等の確保

- 労働基準監督署において、事業主に対する労働関係法令の遵守に向けた周知等を行う。また、ハローワークにおいて、事業主に対する外国人の雇用状況届出制度や外国人雇用管理指針の周知・啓発、雇用管理セミナーの重点的な開催等、雇用管理改善に向けた相談・指導等の充実を図り、外国人の職場定着を支援する。

さらに、外国人労働者の適正な労働条件と雇用管理の確保のため、必要な体制整備を図る。

〔厚生労働省〕《施策番号99》

2 事業の概要・スキーム

具体的な施策

- 外国人労働者の雇用管理状況の確認及びその改善のための助言・指導
- 外国人雇用状況届出情報と入管庁の在留管理情報とが突合できない事案等への対応
- 外国人労働者の雇用管理に関する専門的なアドバイスを希望する事業主への相談・援助
これらに対応した労働局・ハローワークの体制整備



体制の整備

就職支援コーディネーター（外国人雇用管理分）

- ・外国人雇用指針に基づく、事業所訪問等による雇用管理改善のための助言・援助
- ・入管庁の在留管理情報と突合できない事案等、外国人雇用状況届出の誤り等が疑われる事業主に対する確認 など

職業相談員（外国人雇用管理分）

- 『就職支援コーディネーターの業務補助』
- ・事業所訪問指導等の事前準備
- ・入管庁の在留管理情報と突合できない事案等、外国人雇用状況届出に関する情報整理、事業主が行う届出手続きの援助 など

外国人雇用管理アドバイザー（委嘱）

- ・外国人労働者の雇用管理の改善や職業生活上の問題など、外国人を雇用する事業主からの様々な相談に対する事業所の実態に応じた高度かつ専門的な指導・援助

※ 事業所から労働局への依頼に応じて活動

3 実施主体等

【実施主体】国（都道府県労働局、ハローワーク）

【実績（令和5年度）】就職支援コーディネーター（外国人雇用管理分）： 113人

職業相談員（外国人雇用管理分）： 113人

外国人雇用管理アドバイザー（委嘱）の活動件数： 6,138件

令和7年度概算要求額 14億円 (14億円) ※()内は前年度当初予算額

労働特会		子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休
	7/10		3/10

1 事業の目的

我が国で活躍する外国人の安定的な就職の促進を図るため、我が国での就職を希望する留学生や専門的・技術的分野の外国人のほか、身分に基づく在留資格の外国人に対する全国的ネットワークによる就職支援を実施する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

○ 日本での就職を希望する外国人留学生及び専門的・技術的分野の外国人材に対する支援

→外国人雇用サービスセンターを、留学生や専門的・技術的分野の外国人の就職支援拠点と位置付け、ハローワークの全国ネットワークを活用し、専門的かつきめ細やかな就職支援を行う。また、一部の新卒応援ハローワークに留学生コーナーを設置し、外国人雇用サービスセンターと連携したきめ細やかな就職支援を実施。

○ 定住外国人に対する支援

→定住外国人が多く所在する地域を管轄するハローワークに外国人雇用サービスコーナーを設置し、専門相談員による職業相談や、個々の外国人の特性に応じた求人を開拓する。

I. 外国人雇用サービスセンター（4拠点）

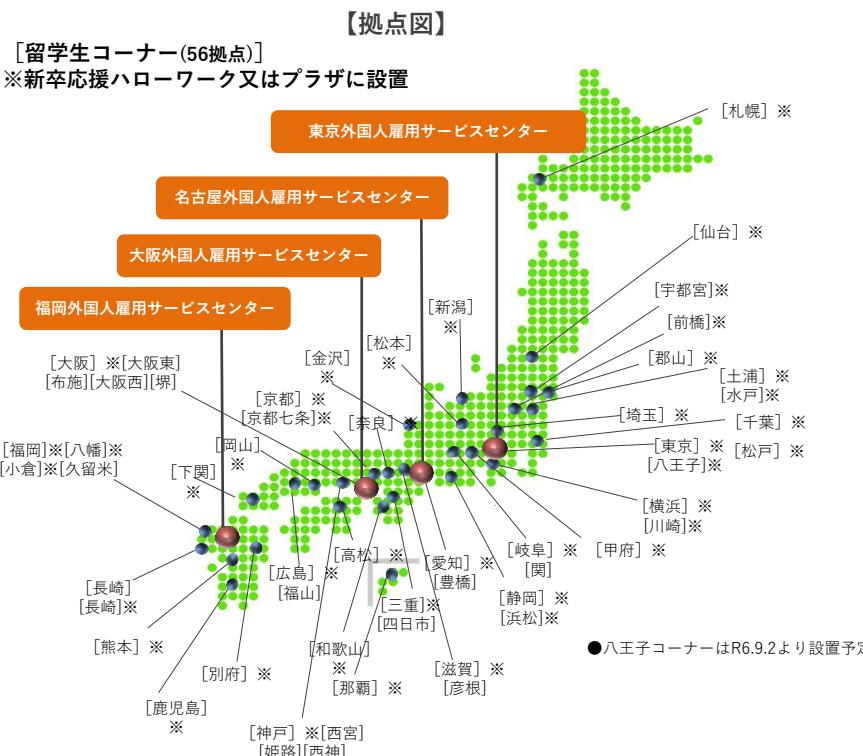
留学生や専門的・技術的分野の外国人の就業を促進するための中核的施設として、ハローワークの全国ネットワークを活用した、職業相談や職業紹介のほか、外国人留学生向けの合同就職面接会やインターンシップ、就職ガイダンス等を実施。また大学とハローワークとの連携協定の締結等により連携を強化し、留学早期における就職支援から、就職後の定着支援まで一貫した支援を実施することにより、国内就職の促進を図る。

II. 留学生コーナー（56拠点）

留学生の多い地域の労働局を中心に設置。外国人雇用サービスセンターと連携し、専門の相談員によるきめ細やかな就職支援を実施

III. 外国人雇用サービスコーナー（139拠点）

定住外国人が多く所在する地域のハローワークを中心に設置。設置地域の特性に応じた言語の通訳員を配置し、専門の相談員による就職支援を実施。



外国人雇用対策に関する実態調査事業（適正な外国人材の確保に向けた実態調査）

令和7年度概算要求額 45百万円 (19百万円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

我が国における外国人労働者数（令和5年10月末時点）は過去最多となる約205万人を記録した。対前年比で10%以上増加しており、10年前の約3倍となっている。外国人労働者をとりまく状況については、令和6年3月には、特定技能労働者の向こう5年間の受入見込み数が従来の35万人から82万人に引き上げられるとともに、同年6月には技能実習制度を発展解消した育成就労制度の創設を盛り込んだ入管法改正法案が成立しており、少子高齢化を背景に将来的な労働力不足が見込まれる中で、我が国の外国人労働政策は重要性を増している。

一方、世界的な人手不足傾向等を背景に外国人材の獲得競争は激化しており、これまで我が国に多数の人材を送り出している国々（フィリピン等）からの送り出しについても、これまでのような増加を見込みにくいものとなる。こうした状況の中で将来に渡って適切な人材確保を行っていくためには、これまで我が国への送り出し実績の乏しい国からの受入を拡大していくことが可能かどうかについても分析していく必要がある。そのため、これまでの主要送り出し国以外の国の中から、潜在的に送り出し国となり得る国々についての調査を行い、それらの国々からの受入を進める可能性について調査を行う。

2 事業の概要・スキーム

国から委託を受けた民間団体等が、以下の事業を実施する。

（1）国外にわたる労働市場等に関する調査

主要送り出し国以外の国を対象として国外にわたる職業紹介や技能実習生候補の確保を行っている機関に対し、我が国や送り出し国における実態や国外における人材確保に関する取組をアンケートやヒアリング等により調査するとともに、諸外国における制度的対応について文献やヒアリング等により明らかにする。

（2）研究会の開催

（1）の事項に関する学識経験者等で構成される研究会を開催し、具体的な調査項目、調査方法、実効的な方策等について検討する。

3 実施主体等

国から委託を受けた民間団体等



委託



送り出し実績の乏しい国からの受入を行っている機関の実態について、ヒアリング等により調査

学識経験者等からなる研究会を開催し、実効的な方策等について検討

令和7年度概算要求額 **1.1億円** (1.1億円) ※()内は前年度当初予算額

労働特会		子子特会	一般
労災	雇用	徴収	育休
	○		

1 事業の目的

- ▶ 外国人労働者を雇用する事業所における外国人労働者の**雇用形態、賃金等の雇用管理の状況**及び当該事業所の外国人労働者の**学歴、入職経路、前職に関する事項等**について、その実態等を**産業別、規模別、在留資格別等**に明らかにするとともに、今後の**外国人雇用対策立案の基礎資料**とする。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

▶ 調査対象

外国人労働者を雇用する**事業所**及び当該事業所に雇用される**外国人常用労働者**

▶ 報告を求める事項

事業所調査：**事業所の属性情報**、雇用する**労働者の属性情報**、現在の**雇用状況**

労働者調査：**外国人特有の属性情報**、**入職経路**、**生活状況**

▶ 調査方法

郵送にて調査票配布。回答は**郵送またはオンライン**で受付。

労働者票については**やさしい日本語、英語、中国語、ベトナム語、ポルトガル語**の5言語に対応。

▶ 実施時期

報告基準日：9月30日

調査実施時期：秋頃実施

▶ 実施主体

統計法に基づく**一般統計調査**として実施。

調査に係る事務作業（印刷、発送、問い合わせ・督促対応、入力、集計等）は**民間団体に委託**。

外国人就労・定着支援事業

令和7年度概算要求額 **5.7億円（5.7億円）** ※()内は前年度当初予算額

労働特会		子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休
○			

1 事業の目的

- 日系人等の定住外国人は、日本の職場におけるコミュニケーション能力の不足や我が国の雇用慣行に不案内であること等から、不安定な雇用形態で働く者も多く、安定的な職業に就くための支援を行うことが必要。
- 身分に基づく在留資格の外国人等を対象に、日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上や、ビジネスマナー、雇用慣行、労働関係法令及び社会保障制度等に関する知識の習得を目的とする研修及び修了者に対する就労・定着支援を実施することにより、国内企業における安定的な就職と職場定着の促進を図る。

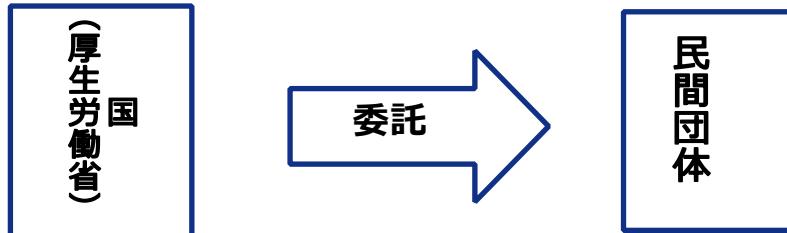
2 事業の概要・スキーム

●事業の概要

国から委託を受けた民間団体が、研修カリキュラムの策定や研修の実施、修了者に対する就労・定着支援等を行う。

- 身分に基づく在留資格の外国人等を対象とする。
- 研修は受講者の能力に応じて複数のレベルを設定し、全レベルにおいて、日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上のみならず、ビジネスマナー、日本の雇用慣行、労働関係法令及び社会保険制度に関する知識の習得を目的とする研修、職場見学を併せて実施。
- 実施地域の実情や受講者のニーズを踏まえ、夜間や土日に開講するコースを設定。
- 研修の実施と併せて、公共職業安定所や地域のNPO団体等と連携し、修了者に対する就労・定着支援を行う。

●事業スキーム



3 実施主体等

対象者

- 対象者：身分に基づく在留資格の外国人等

研修内容

- 受講者の能力に応じて複数のレベルを設定
- ビジネスマナーや我が国の雇用慣行等に関する講義、職場体験の実施（全レベル共通）
- 1コースあたりの総研修時間は**100時間**に設定（概ね2ヶ月）
- 実施地域の実情や受講者ニーズを踏まえ、夜間や土日に開講するコースも設定

修了者に対する就労・定着支援

- 外国人を初めて雇用した事業主等と外国人労働者との円滑なコミュニケーションを図るためにコツをまとめた「外国人従業員とのコミュニケーションのコツ」を作成し、公共職業安定所における求人開拓や就職後の職場定着支援に活用
- 地域の外国人支援団体等と連携し、修了者に対する定着支援を実施

実施規模

- 定住外国人が集住する地域を中心に、**全国120地域 285コース**、受講者**5,700名**規模で実施
[参考] 令和5年度実績
実施地域数 … 114地域
実施コース数 … 285コース
受講者数 … 3,865名

令和7年度概算要求額 28百万円 (27百万円) ※()内は前年度当初予算額

労働特会		子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休
	○		

1 事業の目的

国内で就労する外国人労働者数が増加する中、ハローワークにおける多言語での相談支援体制の充実を図り、安定した就労に向けた支援を行う。13の外国語に対応した電話及びタブレットによる映像通訳サービスを設置することにより、特に通訳員不在のハローワークや現行の通訳員では対応できない言語の求職者に対する職業相談に活用する。

2 事業の概要・スキーム

- 全国のハローワークで利用可能な電話及びタブレットによる映像通訳サービス。13の外国語に対応。
- 言語のために意思疎通が困難な外国人求職者等がハローワークに来所した際、職員が通訳オペレーターに連絡することにより、通訳支援を受けることが可能。
(対応外国語)
英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、インドネシア語、タガログ語、ネパール語、タイ語、カンボジア語、ミャンマー語、モンゴル語
- 令和5年度実績：通訳対応件数3,100件

3 活用イメージ図



6

○非正規雇用労働者への支援

- ステップアップを目指す非正規雇用労働者等に対する求職者支援制度による支援

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

求職者支援制度

職業安定局総務課訓練受講支援室（内線5336、5273）
人材開発統括官付訓練企画室（内線5600）

令和7年度概算要求額 285億円（259億円）※()内は前年度当初予算額。

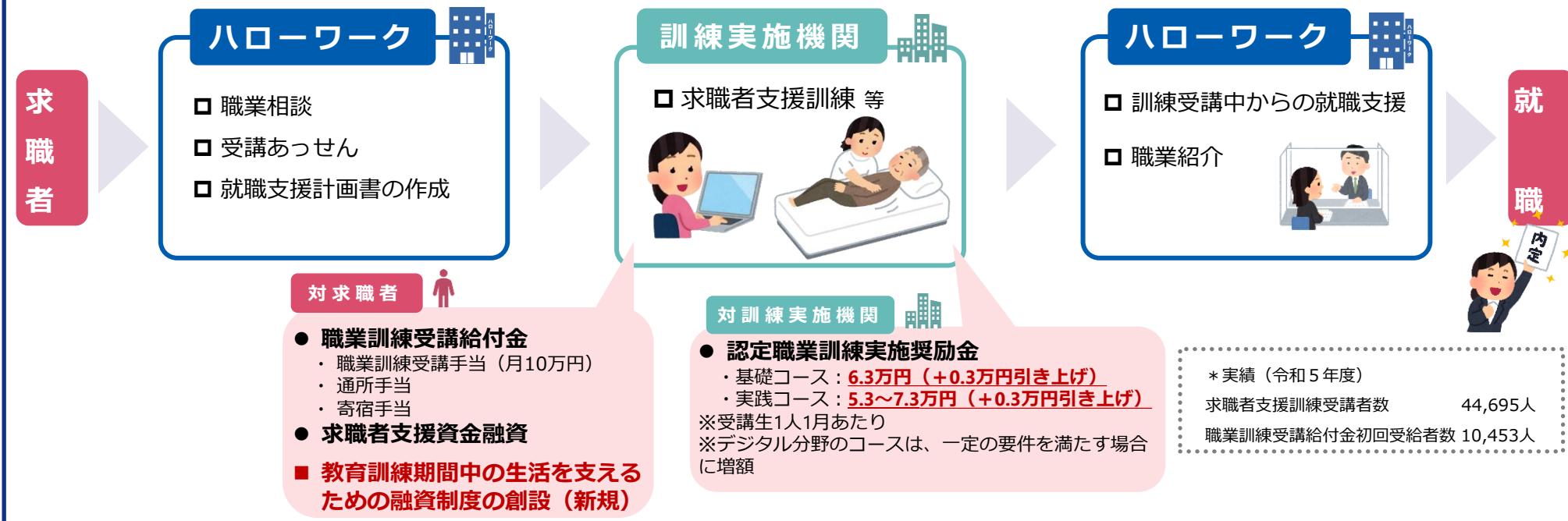
※令和7年度概算要求額は教育訓練期間中の生活を支えるための融資制度の創設5.1億円を含む。

労働特会		子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休
	3/4		1/4

1 事業の目的

- 雇用保険被保険者以外の者を対象に
 - ・雇用保険と生活保護の間をつなぐ第2のセーフティネットとして、無料の職業訓練に加え、月10万円の生活支援の給付金の支給を通じて、早期の再就職等を支援する。
 - ・教育訓練費用や生活費を対象とする融資制度により、職業訓練に専念できるよう支援する。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

- ◆実施主体：都道府県労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- ◆負担割合：原則、雇用勘定、国庫負担1/2ずつ。ただし、当面の間は国庫負担27.5%（原則の55/100を負担）。

○仕事と育児等の両立支援等

- 共働き・共育ての推進のため、両親ともに育児休業をした場合に支給する出生後休業支援給付や育児期に時短勤務を行った場合に支給する育児時短就業給付の創設
- マザーズハローワーク等による子育て中の女性等に対する就職支援の実施



共働き・共育て推進のための給付の創設

令和7年度概算要求額 939億円（一億円）※()内は前年度当初予算額

労働特会		子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休
			○

1 事業の目的

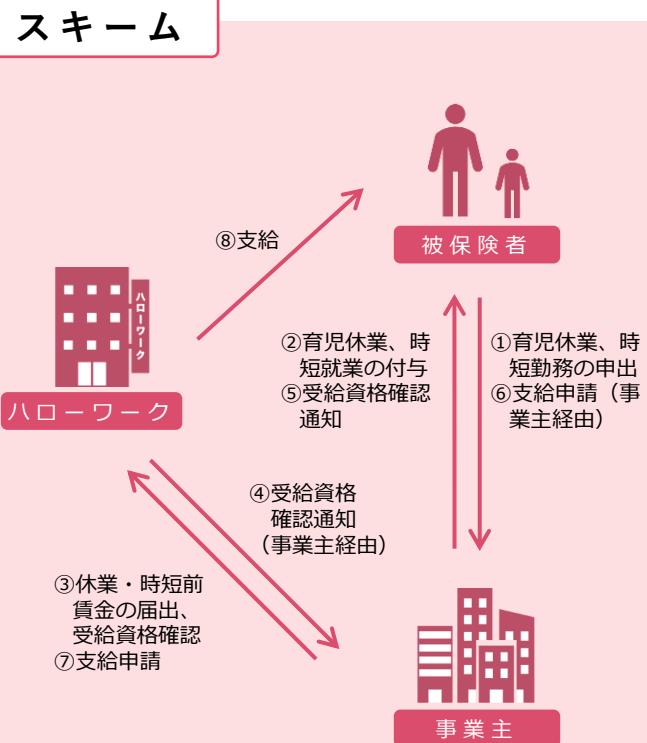
若者世代が、希望どおり、結婚、妊娠・出産、子育てを選択できるようにしていくため、夫婦ともに働き、育児を行う「共働き・共育て」を推進する必要がある。

- 特に男性の育児休業取得の更なる促進の観点から、子の出生後一定期間内に被保険者とその配偶者がともに育児休業をした場合に、現行の育児休業給付に加え、雇用保険制度において新たな給付を行う。
- 育児とキャリア形成の両立支援の観点から、柔軟な働き方として時短勤務制度を選択しやすくなるよう、時短勤務中に賃金が低下した場合に雇用保険制度において新たな給付を行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

	出生後休業支援給付金	育児時短就業給付金
支給要件	<ul style="list-style-type: none"> 休暇開始前2年間にみなし被保険者期間が12か月以上あること 被保険者が子の出生後8週間^(注)以内に14日以上の育児休業をしたこと 配偶者が子の出生後8週間^(注)以内に14日以上の育児休業をしたこと <p>(注) 産後休業をした場合は16週間</p>	<ul style="list-style-type: none"> 休暇開始前2年間にみなし被保険者期間が12か月以上あること又は育児休業給付に係る育児休業から引き続き時短就業を開始したこと 2歳未満の子を養育するため、週所定労働時間を短縮して就業したこと
支給額	育児休業をした日数（最大28日）×休業前賃金額の13%相当額 ※ 育児休業給付（休業前賃金額の67%相当額を支給）と合わせて80%（手取り10割）相当額となる	時短就業中の各月に支払われた賃金額の10%相当額 ※ 時短就業中の各月に支払われた賃金額が時短前の賃金額の90%超～100%未満の場合は、給付率を遞減させる
財源	子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援納付金（※）」 ※ 令和7年度は子ども・子育て支援金（支援納付金）の収納開始（令和8年度～）前のため、つなぎとして発行される子ども・子育て支援特例公債を活用	

スキーム



マザーズハローワーク事業

令和7年度概算要求額 42億円（42億円）※()内は前年度当初予算額

労働特会		子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休
	○		

1 事業の目的

子育て中の女性等に対する就職支援を強化するため、専門支援窓口「マザーズハローワーク」「マザーズコーナー」を設置。
子ども連れて来所しやすい環境を整備し、求職者の状況に応じた担当者制の個別支援を行う。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

「マザーズハローワーク」「マザーズコーナー」における就職支援

設置箇所	マザーズハローワーク	23か所	(前年度同数)
	マザーズコーナー	183か所	(前年度同数)

実施体制	職業相談員	239人	(前年度同数)
	就職支援ナビゲーター	325人	(前年度同数)
	求人者支援員	33人	(前年度同数)

事業実績

令和5年度重点支援対象者 就職件数
63,081件



支援内容

- 一人ひとりの状況に応じたきめ細かな就職支援
担当者制・予約制によるきめ細かな職業相談・職業紹介を実施。地域の子育て支援拠点や子育て中の女性等の支援に取り組むNPOへのアウトリーチ型支援（出張相談、就職支援セミナー）のための就職支援ナビゲーターを配置（23か所）。
- 求職者の希望やニーズに適合する求人開拓のほか、仕事と子育てが両立しやすい求人情報を収集・提供
- 就職活動に向けた心構え、面接対策、パソコン講習など、再就職に資する各種セミナーの実施
- 各種就職支援サービスのオンライン化の推進

子育て中の女性等が自宅でも求職活動ができるよう、全国のマザーズハローワーク及び主要なマザーズコーナー（53か所→68か所）において、各種就職支援サービスをオンラインで利用できる「オンラインマザーズハローワーク」を実施。SNS、HPを活用したイベント情報発信によりマザーズハローワークの利用を促進。

マザーズハローワークへの誘導



子育て中の女性等

- SNS・HPによる情報発信
- 動画を活用した周知・広報の実施
- キッズコーナー等の整備
- アウトリーチ型支援の実施（出張相談・出張セミナー）



- 職業相談
(担当者制・予約制)
オンライン職業相談



- セミナー（面接対策等）
パソコン講習
- オンラインセミナー・面接会

就職支援メニューの提供

- 職業紹介
オンライン職業紹介
- オンライン求人情報提供
- 仕事と子育てが両立しやすい求人情報の収集・開拓
- 保育情報や子育て支援サービス情報の提供



8

○障害者の就労促進

- ハローワークのマッチング機能強化による障害者の雇入れ等の支援
- 障害者就業・生活支援センターによる地域における就業支援の促進

等

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

「障害者向けチーム支援」の実施等によるハローワークマッチングの強化

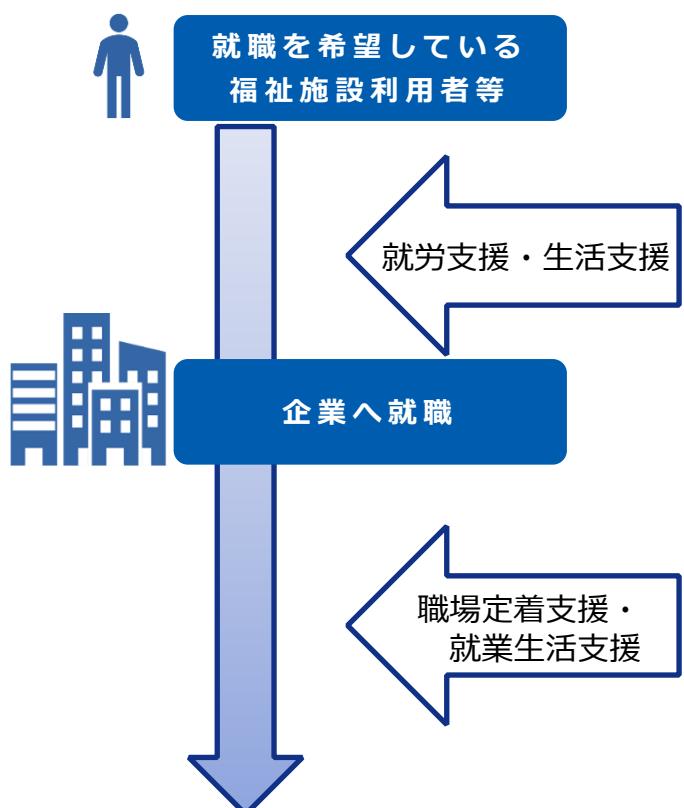
令和7年度概算要求額 17億円 (17億円) ※()内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

1 事業の目的

・福祉施設等の利用者をはじめ、就職を希望する障害者一人ひとりに対して、ハローワーク職員（主査）と福祉施設の職員、その他の支援者がチームを結成し、就職から職場定着まで一貫した支援を実施（平成18年度から実施）

2 事業の概要・スキーム



- 就職準備段階**
 - ・就労支援計画の作成
 - ・地域障害者職業センターによる職業評価の実施
 - ・職場実習、職業訓練の実施
- 職業紹介**
 - ・個々の職業特性に応じた職業紹介
 - ・個別求人開拓の実施
- 就職後**
 - ・職場訪問による職場定着支援
 - ・ジョブコーチ支援の実施等
 - ・障害者就業・生活支援センターと連携した就業生活支援

3 実施主体等

主査：ハローワーク職員

- ・専門援助部門が担当
- ・就職支援コーディネーターを配置し、関係機関と調整

副主査：福祉施設等職員

- 地域障害者職業センター
- 障害者就業・生活支援センター
- 就労移行支援事業所
- 職業能力開発校
- 特別支援学校 等

その他の支援者

- ジョブコーチ
- 福祉事務所
- 発達障害者支援センター
- 難病相談・支援センター
- 医療機関 等

4 事業実績

障害者向けチーム支援事業による障害者の就職率：55.6% (令和5年度)

障害者雇用ゼロ企業等に対する「企業向けチーム支援」の実施等

令和7年度概算要求額 10億円 (10億円) ※()内は前年度当初予算額

労働特会		子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休
	○		

1 事業の目的

- ・障害者の雇用経験や雇用ノウハウが不足している雇用ゼロ企業に対して、ハローワークが中心となって各種支援機関と連携し、企業ごとのニーズに合わせて、企業内の体制整備、求人条件の設定、求職者とのマッチング支援等の準備段階から採用後の定着支援まで障害者雇用を一貫して支援する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

障害者雇用推進チーム

労働局・ハローワーク、自治体、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、福祉事業所等との連携の下で以下の事業等を実施

- 労働局・ハローワークに配置する「就職支援コーディネーター（企業支援分）」や「精神・発達障害者雇用サポーター（企業支援分）」が企業に訪問し、企業のニーズに合わせた支援を提案。
- ハローワークが中心となって、地域の関係機関と連携し、地域の現状やニーズを踏まえた支援メニューについて検討し、効果的・効率的な取組方針を決定。

支援内容

- ・職場実習の実施
- ・就労移行支援事業所や特別支援学校の見学

- ・企業向けセミナー
- ・業務の選定支援
- ・求人受理

- ・各種助成金制度の活用支援
- ・ジョブコーチ等の活用案内
- ・職場定着支援



企業

準備段階

採用活動

採用後

3 事業実績

- 企業向けチーム支援事業の対象事業所のうち、新たに障害者を雇用した企業の割合：52.6%（令和5年度）

精神障害者等の就職及び雇用継続の促進に向けた支援 (精神・発達障害者雇用センター)

職業安定局障害者雇用対策課
地域就労支援室（内線5854）

令和7年度概算要求額 19億円（19億円）※()内は前年度当初予算額

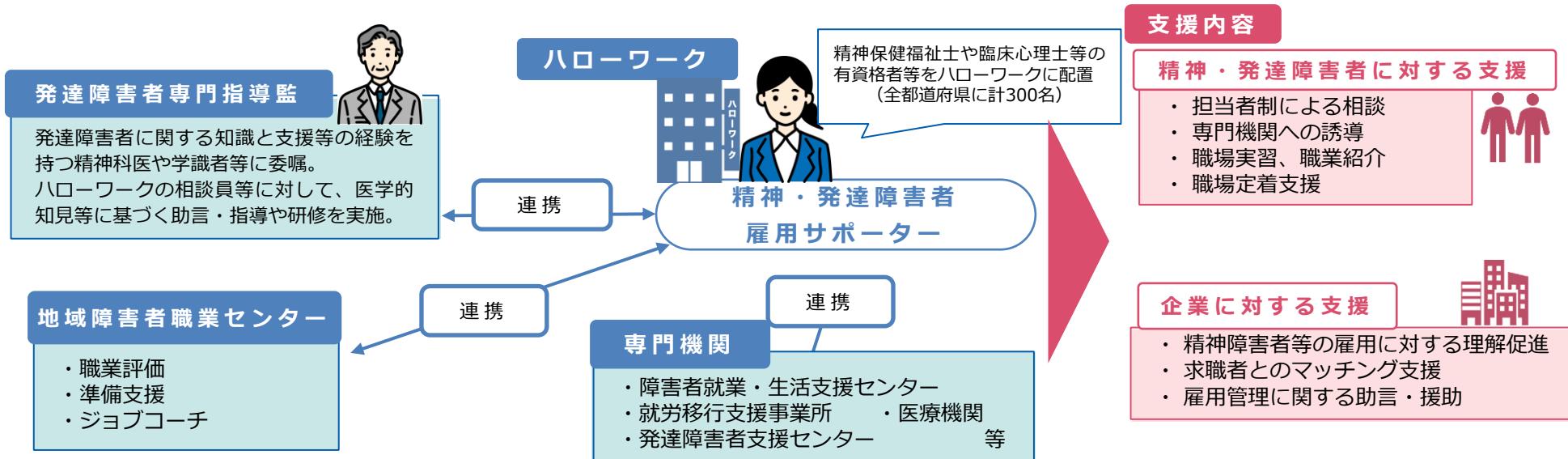
労働特会		子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休
	○		

1 事業の目的

- きめ細やかな支援をする精神障害及び発達障害のある求職者が増加していることから、障害特性を踏まえた専門的な就職支援や職場定着支援、及び事業主に対する精神障害者等の雇用に係る課題解決のための相談援助を実施する必要がある。
- ハローワークに精神・発達障害者等の専門知識や支援経験を有する者を配置し、障害特性に応じた専門的な就職支援を実施する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

求職者に対する職業相談・紹介を実施するとともに、事業主に対して、精神障害者等の雇用に係る課題解決のための相談援助等の業務を実施。



3 事業実績

- 精神障害者雇用トータルセンターの支援終了者のうち、就職に向けた次の段階（①就職、②職業紹介、③職業訓練等へのあっせん）へ移行した者の割合 84.3%
- 発達障害者雇用トータルセンターの支援終了者のうち、就職に向けた次の段階（①就職、②職業紹介、③職業訓練等へのあっせん）へ移行した者の割合 86.5%
(令和5年度)

難病相談支援センターと連携した就労支援の強化

令和7年度概算要求額 3.4億円 (3.3億円) ※()内は前年度当初予算額

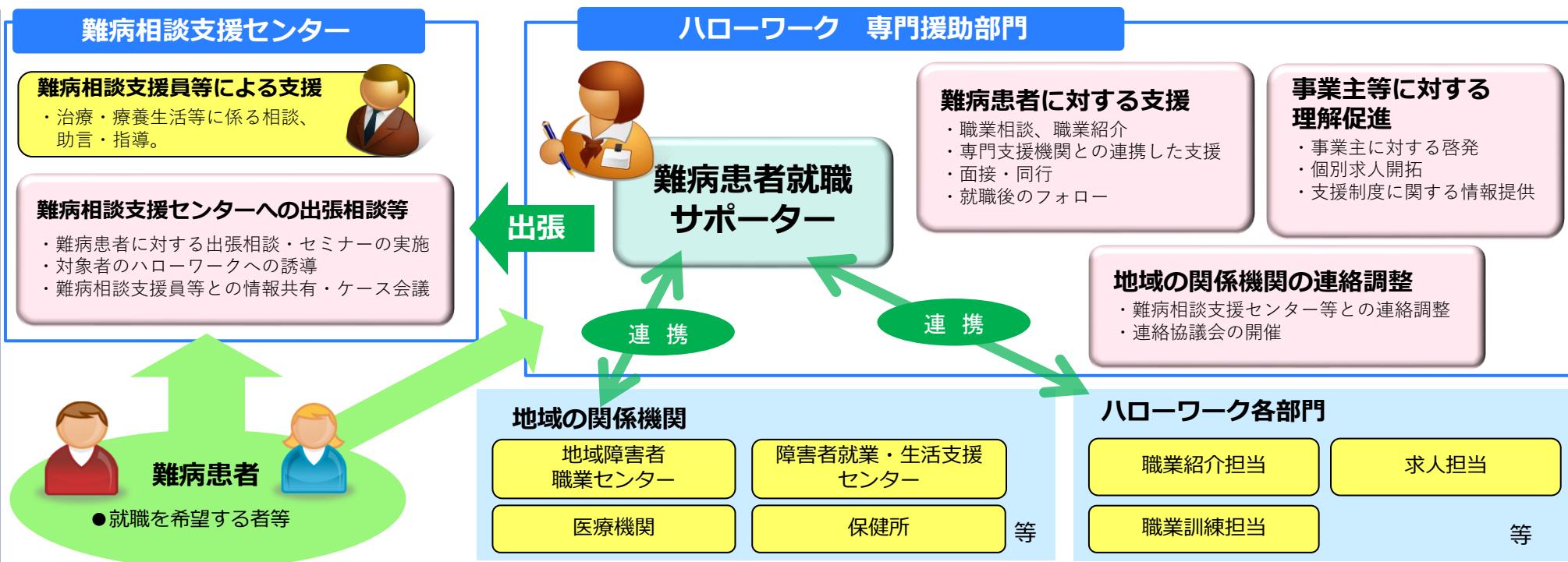
労働特会		子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休
	1/2		1/2

1 事業の目的

- ハローワークに「難病患者就職サポーター」(※)を配置し、難病相談支援センターをはじめとした地域の関係機関と連携しながら、個々の難病患者の希望や特性、配慮事項等を踏まえたきめ細かな職業相談・職業紹介及び定着支援等総合的な支援を実施。

- ※ 配置数 : 全国51人
 配置場所 : ハローワークの専門援助窓口
 採用要件 : 医療・社会福祉等の資格保有者又は実務経験者、キャリアコンサルタント・産業カウンセラー資格保有者等、難病患者の相談に関する業務経験1年以上等
 事業実績 : 難病患者就職サポーターによる就職率70.7% (令和5年度実績)

2 事業の概要、実施主体等



障害者雇用相談援助事業の適正な実施等

令和7年度概算要求額 3.0億円 (3.0億円) ※()内は前年度当初予算額

労働特会		子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休
49/50			1/50

1 事業の目的

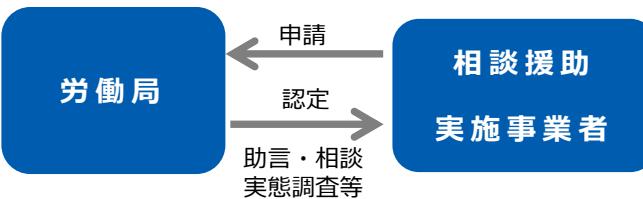
- 今後、法定雇用率の段階的な引上げと除外率の引下げが予定されている中で、企業に対する支援の強化が求められている。
- このため、特に障害者雇用に関するノウハウを十分に有しない中小企業等を中心に、雇入れから雇用管理、職場定着までの一体的な伴走型支援を実施し、着実な雇入れを実現するために「障害者雇用相談援助助成金」が創設された。本助成金を活用した障害者雇用相談援助事業における相談援助等の質を担保する等適切な事業運営を図る必要がある。
- また、地域の就労支援機関等関係機関のネットワークの構築、連携強化、相互理解を図ることを通じて、引き続き、企業における一般就労の実現を推進する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

事業の概要

- 就職支援コーディネーター（地域連携推進分）を配置し（52名）、以下の業務を実施する。
 - ①「障害者雇用相談援助助成金」の活用対象となる「雇用管理に関する援助を実施する事業者」の認定、雇用管理に関する援助を行う事業者への助言・相談、助成金活用企業に対する助言・指導、実態調査対応業務等
 - ②都道府県労働局・ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等の就労支援機関や関係機関とのネットワークを構築し、連携強化を図るため、地域連携推進協議会の開催、地域資源の情報管理等
 - ③職場実習受入事業所・就労支援機関等との連絡調整、就労支援セミナー・事業所見学会の実施に係る調整等

【障害者雇用相談援助事業の運営】



実施主体（その他の事業含む）

都道府県労働局・ハローワーク

事業実績

- ◆ ハローワークにおける障害者の就職件数：110,756件（令和5年度）

就職活動に困難な課題を抱える障害のある学生等への就職支援

職業安定局障害者雇用対策課
地域就労支援室（内線5854）

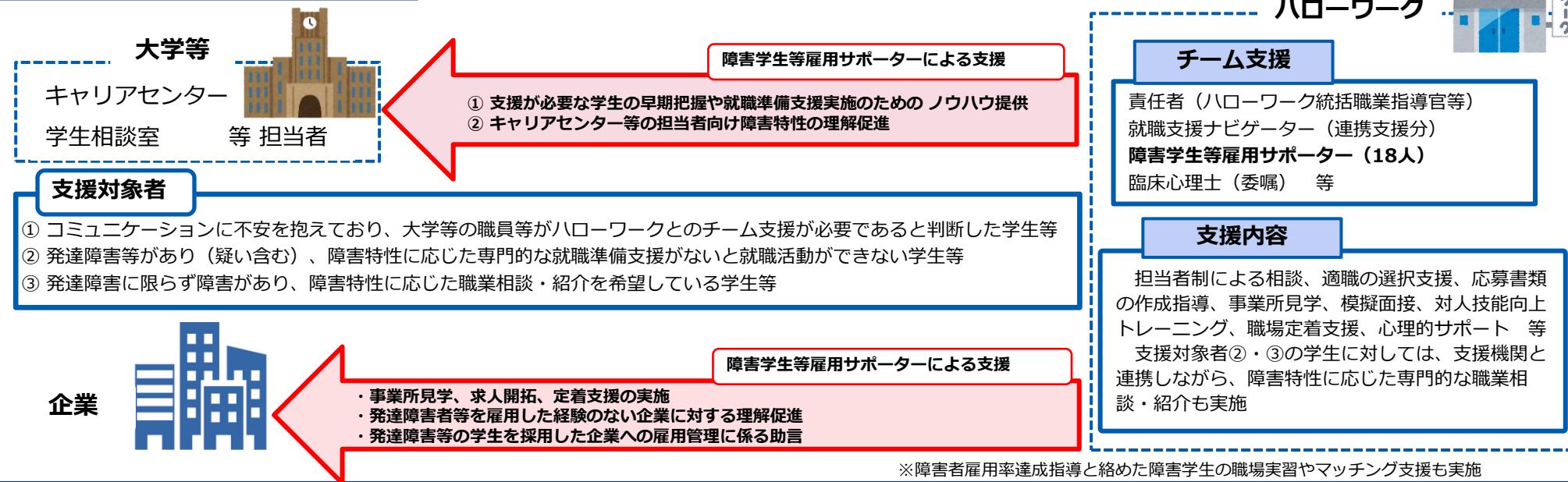
令和7年度概算要求額 1.2億円（1.2億円）※()内は前年度当初予算額

労働特会		子子特会		一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	1/2			1/2

1 事業の目的

発達障害等のために専門的な支援がないと就職活動自体が困難な学生や、発達障害に限らず障害があり、障害特性に応じた就職支援を必要としている学生等への支援の実施のために、大学等と連携して支援が必要な学生等の早期把握を図るとともに、当該学生等に対する就職準備から就職・職場定着までの一貫したチーム支援を行う。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

- 就職活動に当たって課題を抱える学生等に対して、就職支援ナビゲーターが中心となって関係者がチームで支援を実施。
なお、障害があり障害特性に応じた専門的支援が必要な学生等には障害学生等雇用サポーターによる個別支援を実施。
- 就職準備から就職支援、職場定着までのトータル支援を実施。
- ◆事業実績：雇用トータルサポーター（大学等支援分）の支援を終了した学生等のうち、就職した者の割合76.4%（令和5年度）

障害者就業・生活支援センターによる地域における就業支援

職業安定局障害者雇用対策課
地域就労支援室（内線5832）

令和7年度概算要求額 85億円 (85億円) ※()内は前年度当初予算額

労働特会		子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休
	○		

1 事業の目的

- 障害者就業・生活支援センター（以下「センター」という。）は、障害者の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携の下、障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行い、障害者の雇用の促進及び安定を図る。
- さらに、全国の障害保健福祉圏域ごとに設置しているセンターは、各地域における中核的な就労支援機関として位置づけられており、個々の障害者のニーズに応じた相談・支援に加えて、地域の支援機関のネットワークの拠点としての役割を担う。

2 事業の概要等

<就業面の支援>

- ・就職に向けた準備支援
(職業準備訓練、職場実習のあっせん)
- ・障害者の特性、能力に合った職務の選定
- ・就職活動の支援、職場定着に向けた支援
- ・障害特性を踏まえた雇用管理についての事業所への助言と円滑な引き継ぎ
- ・関係機関との連絡調整

<生活面の支援>

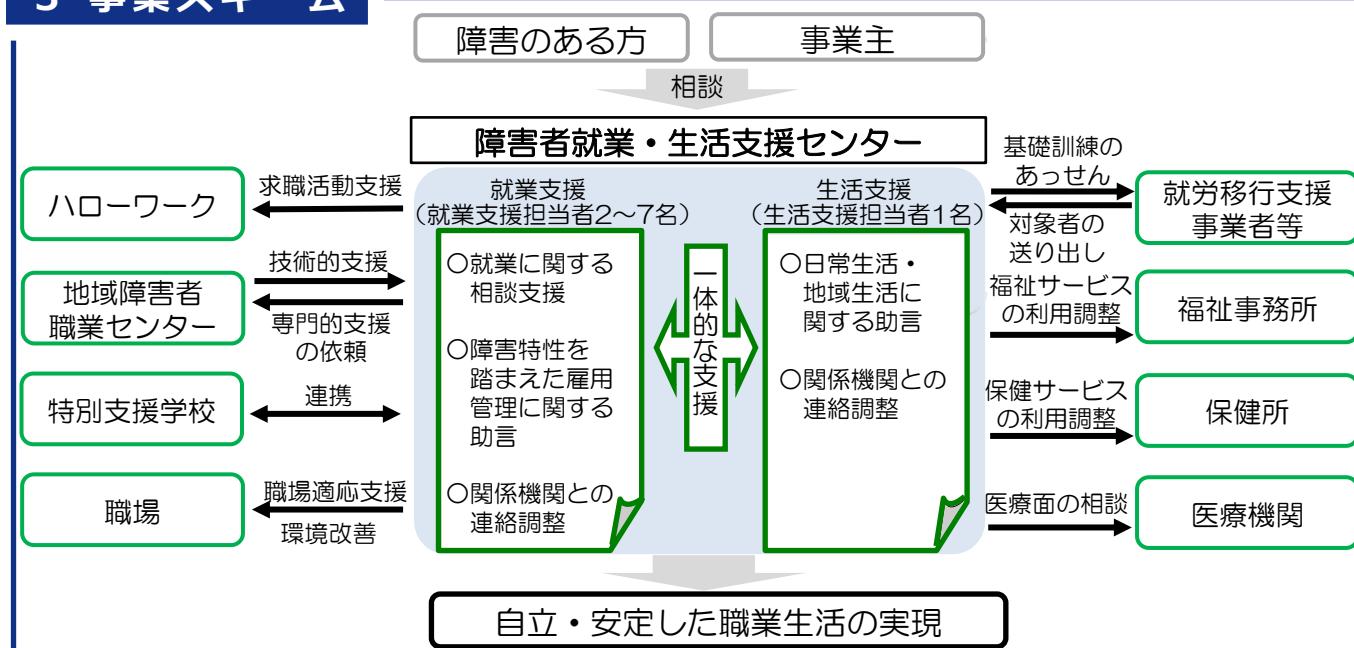
- ・生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活に関する助言
- ・住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言

<実施主体>

都道府県知事が指定した法人

- ・一般社団法人
- ・特定非営利活動法人
- ・一般財団法人
- ・医療法人
- ・社会福祉法人

3 事業スキーム



4 事業実績（令和5年度）

- 支援対象障害者数 : 223,532人
- 相談・支援件数 : 支援対象障害者1,276,210件 事業主468,661件
- 就職件数、就職率（一般事業所） : 15,979件、78.8%
- 職場定着率（1年） : 81.1%

公務部門における障害者雇用に関する支援について

令和7年度概算要求額 93百万円（93百万円）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

公務部門においては、障害者雇用に関する基本方針等に基づき、順調に障害者の採用が進んだことにより、今後は採用された障害者の職場定着支援や支援体制づくりを重点的に実施するため、下記の取組を行う。

2 事業の概要、事業実績等

障害者雇用に関する理解の促進

- 各府省・地方公共団体の職員を対象に、精神障害・発達障害に関して正しく理解し、職場における応援者となれるよう、精神・発達障害者しごとセンター養成講座を開催

障害者が活躍しやすい職場づくりの推進

- ハローワーク等に職場適応支援者を配置（10人）し、各府省に出向き、職場適応に課題を抱える障害者や各府省の人事担当者等に対して、必要な助言を行う
- 障害者の職業生活に関する相談及び指導を行うにあたって必要な知識・スキルの習得等を行う障害者職業生活相談員資格認定講習を実施
- 各府省の中で、障害者の雇用をサポートする支援者として選任された職員に対し、雇用する障害者が職場適応できるよう必要な支援スキルや知識等を付与するセミナーを開催

事業実績

①93%

対象労働者のうち6か月継続雇用された労働者の割合
(6か月間継続雇用者数／対象労働者数（令和5年度上半期）)

②11,929件

職場適応支援者の活動件数（令和5年度）

③2,526件

認定講習受講者数（令和5年度）

【実施主体】委託事業（NPO法人）

障害者に対する差別禁止・合理的配慮等に係るノウハウ普及・対応支援事業

職業安定局
障害者雇用対策課
(内線5782)

令和7年度概算要求額 58百万円 (58百万円) ※()内は前年度当初予算額

労働特会		子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休
	○		

1 事業の目的

- 平成28年4月から改正障害者雇用促進法の差別禁止及び合理的配慮の提供義務が施行され、平成30年4月から精神障害者が法定雇用率の算定基礎へ追加されたこと等から、障害者が能力を十分に活かして働き続けることができる雇用の場の創出、障害者の職場定着への一層の支援が求められている。
- このため、全国7ブロックに障害者雇用に係る事業主の相談窓口を設置し合理的配慮等のノウハウを提供するとともに、障害特性に配慮した雇用管理や雇用形態の見直し等の先進的な取組を普及する事業を実施する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

実施主体

委託事業（障害者雇用の実践的ノウハウを有する民間団体等）

事業内容

差別禁止・合理的配慮等に係るノウハウ普及・対応支援

① 障害者雇用経験者による対応支援

全国7ブロックに相談窓口の設置
(北海道、東北、関東甲信越、中部、近畿、中国・四国、九州・沖縄)

② 講習会、相談・交流会の実施

障害者を雇用したことのない事業主や障害者雇用に課題を持つ事業主に対する講習会・事例報告会、
障害者雇用実績のある企業による相談会、障害者を雇用する企業担当者等同士の経験交流会を実施する。

実績（令和5年度）

事業主からの相談件数：1,884件

相談を受けた事業主の課題を解決した割合：100%

精神・発達障害者しごとサポーターの養成

令和7年度概算要求額 8百万円 (8百万円) ※()内は前年度当初予算額

労働特会		子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休
	○		

1 事業の目的

職場における精神・発達障害者を支援する環境づくりにより、職場定着を推進するため、企業内において、精神・発達障害者を温かく見守り、支援する応援者となる「精神・発達障害者しごとサポーター」を養成し、精神・発達障害者に対する正しい理解を促進する。

① 雇用される精神障害者が大幅に増加（障害者雇用状況報告 各年6月1日）

平成25年 22,218人（障害者計408,947人） → 令和5年 130,298人（障害者計642,178人）

② 精神障害者の低い定着率（ハローワークの職業紹介により就職した精神障害者の定着率（平成29年4月、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構））

3ヶ月経過時点 69.9% 1年経過時点 49.3%

③ 精神障害者離職理由第1位は「職場の雰囲気・人間関係」（障害者の雇用の実態等に関する調査研究（令和6年3月、（独）高齢・障害求職者雇用支援機構））

2 事業の概要・スキーム

精神・発達障害者 しごとサポーター養成講座開催

- 企業の**一般労働者**の受講を勧奨
- 講習の内容
 - 共に働く上でのポイント（コミュニケーション方法等）について
 - 精神疾患（発達障害を含む）の種類について
 - 精神・発達障害の特性について
- 企業からの要請に応じて職場内への**出前講座**を積極的に実施

【令和5年度実績】

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座受講者数 26,318人

養成講座受講者の職業生活への活用度 96.3%

（受講者アンケートにおける「大変活かせる」「活かせる」の合計数／受講者数（人））

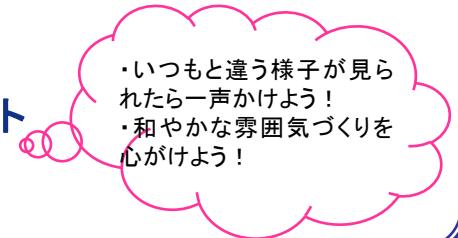
精神・発達障害者を支援する 職場環境づくりを推進

受講後は精神・発達障害について基礎知識や理解を有することを自ら職場内で表明



シンボルマーク

障害特性を理解し、
同僚として自然なサポート
を行う応援者



障害者の雇用を促進するためのテレワークの推進

職業安定局障害者雇用対策課
地域就労支援室（内線5854）

令和7年度概算要求額 47百万円 (43百万円) ※()内は前年度当初予算額

労働特会		子子特会		一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

1 事業の目的

- 障害者の多様な働き方の推進や、通勤が困難な者、感覚過敏等により通常の職場での勤務が困難な者等の雇用機会の確保のため、障害者雇用におけるテレワークの更なる推進が必要である。
- しかしながら、事業所から遠方に住む障害者のテレワーク時の雇用管理への不安から導入を躊躇する企業も多く、また、実際に新たに障害者のテレワークを導入した企業においては、テレワーク勤務におけるコミュニケーションや雇用管理等の課題が生じているところ。
- ▶ 企業に対して、個々の企業の状況を踏まえて、障害者のテレワーク勤務の導入に向けた相談支援や、雇用している障害者のテレワーク時の雇用管理面での課題解決に向けた相談支援を行う。
- ▶ また、企業に障害者雇用の選択肢の1つとして、テレワークによる障害者の雇用を検討してもらえるよう、セミナーやインターネット上で事例の周知を図る。

2 事業の概要等

① 相談支援の実施

- ・ 障害者をテレワークで雇用したいと考えている企業や、すでにテレワークで障害者を雇用している企業に対して、各企業の個別の課題やニーズに応じて、専門アドバイザーによる個別具体的な相談支援を実施する。



② セミナーの実施

- ・ 障害者をテレワークにより雇用したいと考えている企業に対して、具体的な導入に向けた手順等の説明を行うセミナーを実施する。

③ 事例集等のインターネット上の周知

過去に作成した障害者のテレワークに関する事例集やフォーラムの動画等をインターネット上に掲載し、広く周知を行う。

令和7年度概算要求額 13億円 (12億円) ※()内は前年度当初予算額

労働特会		子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休
	○		

1 事業の目的

障害者雇用の取組が遅れている事業所では、障害者雇用の経験が乏しいために、障害者に合った職域開発、雇用管理等のノウハウがなく、障害者を雇い入れることを躊躇する面があるところである。このため、これらの事業所に対して、障害者の試行雇用を通じ、障害者の雇用に対する理解を促進するとともに、障害者の業務遂行の可能性を見極め、試行雇用終了後に常用雇用への移行を進め、就業機会の確保を図ることとする。

2 事業の概要・スキーム

障害者トライアルコース

公共職業安定所等の紹介により、障害者を**1週間の就業時間20時間以上**で試行雇用する事業主に対して、助成金を支給する。

【助成額】

- 精神障害者以外**・・・対象障害者1人当たり1か月**4万円（最大3か月）**の助成金を支給する。
- 精神障害者**・・・対象障害者1人当たり1～3か月分までは1か月**8万円**、4～6か月分までは1か月**4万円**とし、7か月目以降は支給しない。

【試行雇用期間】

試行雇用は原則**3か月間（精神障害者については最大12か月）**とし、事業主と対象障害者との間で有期雇用契約を締結する。

※ 障害者が**テレワーク**の勤務形態で働く場合には**最大6か月**までのトライアル雇用を可能とする。（4か月目以降は支給対象外）

障害者短時間トライアルコース

公共職業安定所等の紹介により、**精神障害者又は発達障害者**に対し、短時間の試行雇用を行う事業主に対して、助成金を支給する。

【助成額】

- 対象障害者1人当たり1か月**4万円（最大12か月）**の助成金を支給する。

【試行雇用期間】

試行雇用は**3か月から最大12か月間**とし、事業主と対象障害者との間で試行雇用当初は**1週間の就業時間10時間以上20時間未満**で、順次20時間以上を目指すことを内容とする有期雇用契約を締結する。

3 実施主体等

実施主体：都道府県労働局、ハローワーク

事業実績：試行雇用開始者数 6,803人 (R5実績)

特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患者雇用開発コース）

令和7年度概算要求額 **6.1億円（5.8億円）** ※()内は前年度当初予算額

労働特会		子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休
	○		

1 事業の目的

発達障害者は、社会性やコミュニケーション能力に困難を抱えている場合が多く、就職・職場定着には困難が伴っている。

また、難病患者は、慢性疾患化して十分に働くことができる場合もあるが、実際の就労に当たっては様々な制限・困難に直面している。このため、発達障害者及び難病患者の雇用を促進するため、これらの者を新たに雇用し、雇用管理等について配慮を行う事業主に対する助成を行う。

2 事業の概要、事業実績等

(1) 対象事業主

発達障害者又は難病患者※¹を、公共職業安定所や一定の要件を満たした民間職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として新たに雇い入れた事業主

(2) 助成対象期間

1年(中小企業2年)

(3) 支給金額

50万円(中小企業の場合 120万円)※²

(4) 事業実績

①87.2%

対象労働者のうち6か月継続雇用された労働者の割合
(6か月間継続雇用者数／対象労働者数(令和5年度上半期))

②1,374件

対象労働者の雇入れ件数(令和5年度)

※1 治療方法が確立しておらず、長期の療養を必要とし、診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっている疾患のある者(障害者総合支援法の対象疾病を基に設定)

※2 特定求職者雇用開発助成金と同様、雇入れ後6か月経過ごとに2回(中小企業の場合は4回)に分けて支給する。



9

○中高年層への支援

➤就職氷河期世代を含む中高年層へ向けた就労支援

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ミドルシニアの就職支援のためのハローワーク専門窓口設置 及び担当者制による支援

職業安定局総務課首席職業指導官室（内線5634）

令和7年度概算要求額 20億円（20億円）※（）内は前年度当初予算額

労働特会		子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休
	○		

1 事業の目的

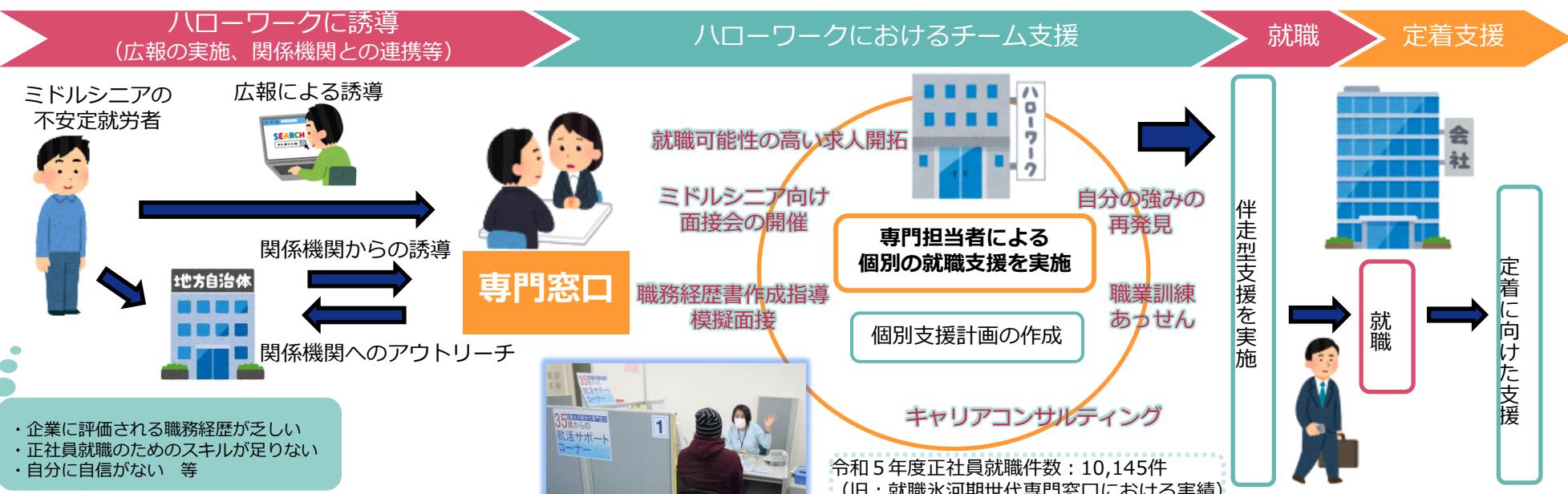
- 就職氷河期世代を含むミドルシニアの不安定就労者の中には、職務経歴を積めていない、就職活動の失敗により自分に自信が持てないなど、様々な課題を抱えている者が多い。
- こうした課題に対応するため、ハローワークに専門窓口を設置し、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、職業訓練のアドバイス、求人開拓等、それぞれの専門担当者がチームを結成し就職から職場定着まで一貫して支援。

＜専門窓口数＞ 92か所

＜体制＞ 就労・生活支援アドバイザー：82人（主にキャリアコンサルティング、生活設計の相談、定着支援等を担当）
就職支援コーディネーター：142人（主に求人開拓、セミナー企画を担当）
職業相談員：144人（主に初回相談を担当）



2 事業の概要・スキーム・実施主体等



特定求職者雇用開発助成金

職業安定局雇用開発企画課（内線5785）

(特定就職困難者コース・中高年齢者安定雇用支援コース・就職氷河期世代安定雇用実現コース)

令和7年度概算要求額 468億円 (469億円) ※()内は前年度当初予算額

特定就職困難者コース 440億円 (410億円)

中高年齢者雇用安定支援コース 9億円 (0億円)

就職氷河期世代雇用安定実現コース（経過措置） 20億円 (22億円)

昨年度限りの経費 0億円 (37億円)

労働特会		子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休
	○		

1 事業の目的

高年齢者や障害者、就職氷河期世代などの就職が特に困難な者の雇用機会の増大を図るために、これらの者をハローワークや民間の職業紹介事業者などの紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成する制度。

2 事業の概要

助成金の種類	対象労働者	助成内容	
		助成対象期間	支給額
特定就職困難者コース	・高年齢者（60歳以上） ・母子家庭の母等 ・障害者 ・ウクライナ避難民等	1～3年	30～240万円 (2～6期に分けて支給)
中高年者安定雇用支援コース（仮称）	35歳～59歳の不安定雇用就労者	1年	30～60万円 (2期に分けて支給)

※ 中高年齢者安定雇用支援コース（仮称）を令和7年度から新設

※ 就職氷河期世代安定実現コースは、令和6年度限りで廃止。
(経過措置分のみ要求)

※ 助成対象期間や支給額は、対象労働者、企業規模等によって異なる。

※ 支給額は、支給対象期（6か月）ごとに対象労働者が行った労働に対して支払った賃金額を上限とする。

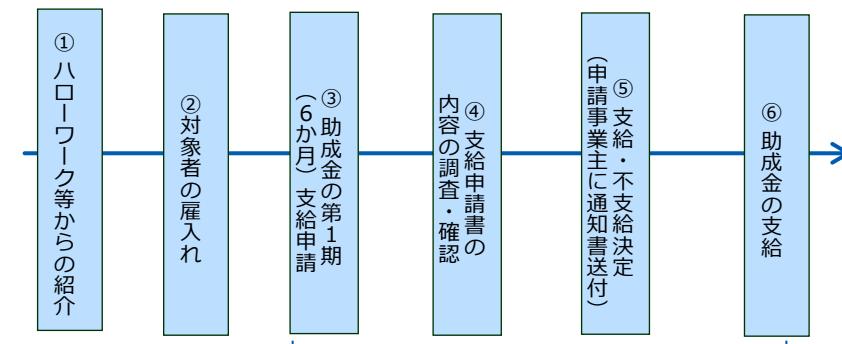
3 実施主体等

実施主体：国

事業実績：支給決定件数（令和5年度）

- ・特定就職困難者コース：139,788件
- ・就職氷河期世代安定雇用実現コース：7,281件

事業スキーム



○生活困窮者等への支援

➤地方公共団体と連携したハローワークにおける生活困窮者等に対する就労支援の推進

10

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

生活保護受給者等就労自立促進事業

令和7年度概算要求額 71億円 (72億円) ※()内は前年度当初予算額

労働特会		子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休
	5/6		1/6

1 事業の目的

労働局・ハローワークと地方公共団体との協定等に基づく連携を基盤に、生活保護受給者等の就労による自立促進を図るため、ワンストップ型の就労支援体制を全国的に整備。地方公共団体へのハローワークの常設窓口の設置や巡回相談等により、関係機関が一体となった就労支援を実施。

特に生活保護受給世帯のうち稼働能力を有する「その他の世帯」数は高止まりの状態であるため、チーム支援及び担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介を行うなど、福祉事務所等と連携した就労支援を推進。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

地方公共団体
(福祉事務所等)

支援対象者
生活保護受給者、生活困窮者
児童扶養手当受給者 等

常設窓口
219か所
(令和6年度)

支援の流れ
①

地方公共団体から
ハローワークへ
就労支援を要請

ワンストップ型の
就労支援体制の整備

巡回相談
874か所
(令和5年度実績)

② 関係機関による就労
支援チームを設置し、
支援プランを作成

③ 支援プランに基づく
各種支援を実施

都道府県労働局
ハローワーク

就労支援メニュー

- ・担当者制による支援（キャリアコンサルティング、履歴書作成支援、面接指導、職業紹介等）
- ・職業準備プログラムの実施（職業準備セミナー、グループワーク等）
- ・トライアル雇用の活用
- ・公共職業訓練・求職者支援訓練等の活用

等

就職・職場への定着

就労による自立

- ・雇入れ助成金の活用
- ・事業所訪問等による対象者や事業主に対する職場定着支援

特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）

令和7年度要求額 53百万円 (70百万円) ※()内は前年度当初予算額

労働特会		子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休
	○		

1 事業の目的

生活保護受給者等には、就労経験が乏しいことや家庭の事情等、就労に当たって複合的な阻害要因を抱えている者がおり、これらの者を雇い入れる事業主は、就労時間や作業負荷等の雇用管理上の配意が必要となる。

このため、生活保護受給者及び生活困窮者を雇い入れる事業主に助成金（特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース））の支給を行うことにより、これらの者の雇入れ及び継続雇用を促進する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

（1）対象事業主

生活保護受給者又は生活困窮者（※）を、公共職業安定所や一定の要件を満たした民間職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として新たに雇い入れた事業主

※地方公共団体が労働局・ハローワークと締結した協定に基づきハローワークに支援要請を行った者又は地方公共団体が就労支援を行った者であって、支援期間が通算して3か月を超える者

（2）助成対象期間

1年

（3）支給金額

短時間労働者以外の者：30万円（25万円）※¹×2※²

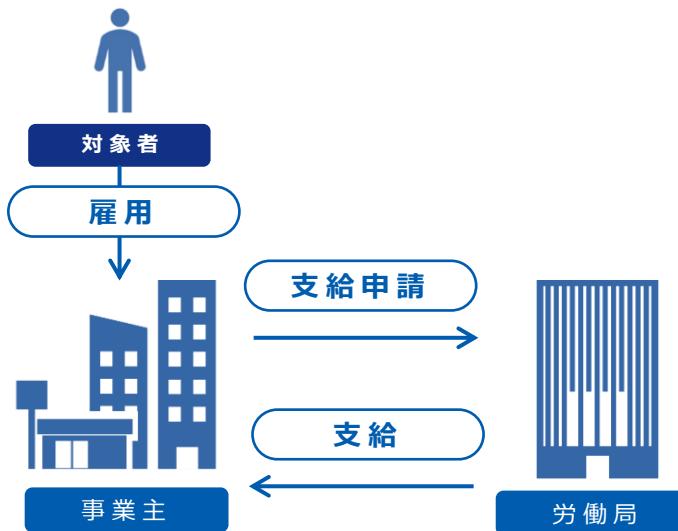
短時間労働者：20万円（15万円）×2

※1 括弧内は中小企業以外に対する支給額

※2 6か月ごとに2回支給

（4）支給実績

令和5年度：126件



11

○デジタル化技術の活用・実装に向けた 調査研究

➤国民の利便性の向上、官民業務の効率化を図るとともに、審査業務の自動化やEBPM強化といった助成金業務におけるデジタルデータの活用を目指す

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

雇用関係助成金DX化に係る調査研究事業

職業安定局雇用保険課（内線5757）

令和7年度要求額 2.0億円（一）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

DX（デジタル・トランスフォーメーション）を前提とした簡素で迅速な施策の実施を追求するという政府全体の方針に沿って、雇用関係助成金についてもDX化を進め、国民の利便性の向上や官民業務の効率化を図り、将来的には「助成金審査業務の自動化」、「要調査対象事案の抽出など不正受給対策のブラッシュアップ」の他、一層の「EBPMの強化」といった助成金業務におけるデジタルデータの活用を目指す

2 事業の概要

雇用関係助成金は、申請項目や添付書類が多岐にわたっている上、添付書類の中でもマイナンバー情報連携対象外である「賃金台帳、出勤簿、労働条件通知書、領収書等」は、事業所によって作成・管理方法が異なっており、現状、PDFや紙での添付が多数を占める状況。

申請項目や添付書類の簡素化等の既存業務プロセスの見直しを図りつつ、より一層申請者の負担軽減、審査業務の効率化が図られるよう、AIやAPI連携等のデジタル化技術の活用・実装に向けた調査研究事業を実施する。

3 事業スキーム・実施主体等

添付書類のデジタル化技術の活用・実装に向け、以下の検討事項について、官民における最新の事例等も参考にしつつ、連携の手法や実現可能性、実施可能な場合の具体的な事項を調査し、実施上の留意事項、想定される費用やその効果、具体的な実施計画等を整理する調査研究事業を民間企業に委託して実施する。

- (1) AI等のデジタル化技術の活用
- (2) 政府による統一的な人事労務管理ソフトウェアの開発
- (3) 「雇用関係助成金ポータル」と民間人事労務管理ソフトウェア等とのAPI連携
- (4) 添付書類様式の統一と利用促進 等

